

# 平成24年第4回定例会会議録（第3号）

平成24年12月10日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	永井正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君
職員課長	檜山隆士	君	財産活用課長	原田勲明	君
課税課長	工藤将之	君	保険年金課参事	勝田憲治	君
自治振興課参事	月輪利生	君	温泉課長	江口正一	君

商工課長	挾間章君	農林水産課長	安部恵喜君
市民課長	中山啓君	高齢者福祉課長	中西康太君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	都市政策課長	坂東良昭君
公園緑地課長	宮崎徹君	次長兼建築住宅課長	末吉正明君
スポーツ健康課長	平野俊彦君	水道局営業課長	速水孝君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	河野伸久	主査	溝部進一
主任	甲斐俊平	主任	波多野博
主任	池上明子	主事	山本佳代子
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第3号）

平成24年12月10日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○18 番（堀本博行君） 朝 1 番で、ことしはなぜかトップがこれで 2 回目でございまして、どなたがくじを引いていただいているのかわかりませんが、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

衆議院選挙の真ただ中で、非常に師走の忙しい時期に選挙というふうなことでいろんな御批判の声も聞いておりますが、皆さん、それぞれの立場で一生懸命頑張っていると思います。

また、衆議院選挙になると、うちも選挙協力の関係でちょくちょくテレビに出たりもしまして、先般テレビに出て、どこかのテレビ局で私の顔がアップになったとって近くのおばちゃんに教えてもらいまして、最近、アップに耐えられる顔は私だけということで、(発言する者あり) 私が出るようになりまして……。冗談ですけども、そういうことでございます。

通告の順に従って質問を進めてまいりたいと思いますが、まず、中心市街地の活性化ということから入りたいと思いますが、これもいよいよ来年の 3 月末で完了というふうなことでございまして、さまざまな項目が当初は踊っていたわけですが、現実的にはなかなか遅々として進まないというのが現状であります。

そういった中で、変更に変更を重ねてきたわけですが、なかなか進んでいないというのが実態でございます。また、中心市街地の活性化という事業が、いわば机上で進んでおる中で、例えば駅前通り、それから各商店街というのは、衰退をしているというふうなことまでは言いませんが、現実的には進んでいないというのが現状であります。そういった中で、この状況をどういうふうに当局として分析をしているのかということと、また報告書、それぞれの年度ごとの報告書を見ても、「住んでよし、訪れてよし」云々という言葉も踊っておりますが、非常に厳しい状態であるということでもあります。加えて 2 月にダイエーが撤退をして、その後、マルミヤさんが 11 月に入店していただいて何とか歯どめもかかったようではありますが、来年の 2 月には流川のマルショクも撤退というふうな状況であります。反対に、私は西野口ですが、それから上の山の手中学校の周辺、この辺は新鮮市場とかいろんな形で店舗の出店もありますし、山の手中学校の横はマックスバリュ、これも今、建設が進んでおります。特に駅前通り、それから中心市街地、それから南部、こういったところが本当に衰退に歯どめがかからないというのを、非常に私も危惧しております。

そういった中で、来年の 3 月でこの事業が完結といたしますか、終わるわけがあります。そういった中で、どういうふうなやり方を考えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが、駅前の本多産建さんのマンション建設も非常におくれてはありましたが、12 月に具体的に、当初は 1 日からかかりますというふうなお話も私はいただいておりますが、若干おくれておりますが、これも厳しい中でありましてけれども、1 期工事として立ち上がろうとしております。そういった中で、この中心市街地活性化そのものをどういうふうに当局がとらえているのかということ、まずそれをちょっとお聞かせいただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、中心市街地活性化計画は今年度で終了いたしますが、現在、中心市街地活性化協議会の作業部会で計画の実施状況や問題点について検証を進めているとこ

ろでございます。この検証を踏まえて5年間の報告をまとめるとともに、次のスパンで何ができるのかという御意見をいただきながら、継続して活性化を図っていきたいと考えております。

- 18番（堀本博行君） 少しテンポアップしてもらいたいのです。いわゆる中心市街地活性化のこの事業そのものがもうできないということは、はっきりしているわけですよ。そういったときに早急に立ち上げて、そういう体制を立ち上げてやっていただきたいということなのです。これ、市長、この事業を、私もいろんな人とお話をする中で現実これがいわゆる来年の3月で終わって、これに対する、このまま終わって、今の課長の答弁を聞いていますと、これから分析をして立ち上げて何をすればいいのかということを考えますというふうなことなのでしょうけれども、これ、私も商店街のあの地域をよく歩きます。昼となく夜となく歩きますが、そういった中でよく聞かれるのが、人通りをふやしてもらいたいというようなこともよくありますが、現実的には、前も申し上げましたが、人通りが日常的に行き来を交わすような、よく私も言いますが、例えば端的に言えば米・みそ・しょうゆという、こういう生鮮産品という、こういうふうなものを売っているお店がないということなのです。そういうことが、あの界隈を歩かないというようなこともあるわけですが、実質的にこの問題については早急に代替案というのをしっかりとつくってほしいと思います。それ、ちょっと後の質問でまた、どうしてもリンクしてきますから申し上げますが、ぜひそういうことを念頭に置いていただきたいと思います。

このことを念頭に置きながら、2つ目の項目の市長の「3期目の総仕上げ」という言葉を使わせていただきました。年を越えれば、4年任期のもう——我々もそうではありますが——折り返しになります。市長のマニフェストを見させていただくと、3期4年間でさまざまな項目を出しております。地域の力を引き出し、安全・安心のまちづくり、暮らしを豊かにし、生活が潤います。別府の魅力を磨き、多くのお客様を迎えます。健康づくりとシニアライフを応援します。子どもと女性の未来を育みますと、こういう5つの項目で具体的な項目も出しているようでもありますけれども、現実的にこの中心市街地活性化そのものを見ても、また、私も平成7年の初当選であります。その初当選の中で、2期8年、井上市政とおつき合いをさせていただきました。それで平成15年、19年、それで今、浜田市政3期目とおつき合いをさせていただいております。その中で、例えば井上さんのこの8年を見たときに大きな項目といたしますか、実績といたしますか、これは立命館の誘致というふうなことがあるわけです。

それで、浜田市長のこの10年となると、さまざまな実績もありますが、亀川とか上の鉄輪のまちづくりとか、こういうのがありますが、現実的に大きな浜田市長の項目といえばやっぱりゆめタウンなのです。このゆめタウンの誘致というふうなことも、どうしても大きくなってくるわけでもあります。そういった中で、この中心市街地の活性化と、私はこの中心市街地の活性化と、それからゆめタウンの、後ほどまたあると思いますが協定書問題、それから南部の活性化等々、先ほど市長が3期目のマニフェストを示しておりますが、これ以外にこういったものを積み残していると私は思っています。そういった意味でも浜田市長そのものが3期目の折り返し、総仕上げというふうな形で申し上げましたが、何をなさろうとしているのかということをお聞きしておきたいと思いますが、いかがですか。

- 市長（浜田 博君） お答えをいたします。

これまでも別府を元気なまちに、こういう思いで、そして子どもたちが将来に希望が持てる、そういうまちにすることを決意して政策課題に取り組んできた、このように思っております。その中で、経済情勢も含めましてスムーズにいかないところがあります。そしてまた、3期目に入りまして、今何をするのかという御質問だと思いますが、残されたあ

と2年間、例えば中央公民館の保存計画、さらには亀川の都市計画、都市再生整備計画などをしっかり実施していきたいというふうに考えています。

また、先ほど御指摘のありました中心市街地活性化の基本計画は、今年度で終了いたします。しかし、私は、この活性化は永遠にやらなくてはいけない問題でございますので、この検証をしっかりと踏まえていきたい、そして今後の計画を立てる中でどうすることがこの中心市街地の活性化につながっていくのか。今、御指摘の代替案も早急に考えていきたいと思っておりますし、その中で中心市街地の活性化については、これからも今まで以上に頑張っていかななくてはいけないという思いであります。

また、積み残しの問題が出ました。これは、私は南部地域、このことが頭から離れません。南部地域の活性化、これを何とかこの2年間の間に方向は必ず示したい、こういう思いで今頑張っていきたいと思っております。具体的にどんどん上げればいろいろ考えておりますが、残り2年余りの任期であります、これまでの公約に挙げたことを100%に近い思いで手がけたいという思いで最後までその政策実現に向かっては頑張っていきたい、このように思っております。

- 18番（堀本博行君） 私も、市長の答弁の後に余りくどくど言うふうなことは、これまで余りしてきませんでしたけれども、市長の思いがやっぱり伝わらないのですね。やっぱり意気込みというか、そういったものが、先般、選挙の期間中なのでいろいろ記者の方々と話をする機会がありますが、やっぱり何人かの記者が、「市長は元気ないですね、最近」とよく言われます。そういうふうな話題性というか、そういったようなものも、「大分に比べてありませんね」とか、非常に厳しい御批判もいただくわけですが、例えば南部のことについても、その道筋を示していただく。中心市街地もそうであります。やっぱりそういう、以前から申し上げていますが、もうこの段階で決意表明の段階ではないのです。もう具体的に、例えば南部の場合は全くそれを考えるセクションがありません。それぞれはそれぞれの各課で、各課でとか、皆さん、いつもこの南部の項目を出すと、それぞれの各課で今どうのこうのというふうなことで、具体的に何も進まない。

近く別府挾間線も浜脇におりてきます。中心市街地の活性化については、マルミヤさんも入っていただいたし、マンションも建とうとしているという、こういった中で、やっぱりしっかりとした体制をつくっていただかないとなかなか進みません。先般、特にこの南部の問題は、2月に流川のマルシヨクが撤退する。これは南部に住んでいる人しかわかりませんが、撤退する。極端な話をすれば、今、浜脇に、浜脇界限の方々の食を、台所を預っている浜脇のマルシヨクさんなんかがありますが、ここが万が一撤退をしたときに、まさに南部の方面の方々というのは、高齢者の皆さん方は本当に、まさに買い物難民です、これ。そうしたときに先日も南部の、南部というか、私は散髪にあっちのほうに行くものですから、話をします。「堀本さん、あの浜脇のマルシヨクがなくなったら、前回あった浜脇の再開発そのものはもう失敗ですよ」、こういう厳しい御指摘もいただきました。

再開発そのものは、我々の以前の話ですけれども、現実的に再開発が進んでいるさなか、当時は脇屋市長だったというふうに聞いていますが、進める段階で、浜脇界限の人は、「この辺は不夜城になるよ。商店街がずっと並んで夜は眠れぬまちになるよ」。とんでもない、6時、7時にはもう寝ています。そういう現状の中で浜脇モールの一帯なんかも有名なお菓子屋さんも撤退しましたし、閉めました。そういう状態でどこかの形で、やっぱりきちっとしたセクションをつくっていただいて、それで南部の活性化については、市長のこの3期目の公約の中、また総合計画の中、南部の「な」の字も出てきません。そういう意味では、もう決意表明は結構ですから、ぜひ具体的にセクションをつくって進めていただきたい。このことをお願いしておきたいと思っております。

それから、先ほども言いました中心市街地の活性化、それから南部というふうなことに

については、しっかり道筋をつけていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。

予算特別委員会の設置と市民と議会との対話集会、これについてお伺いではないのですが、これは平成20年から議会改革の特別委員会を設置させていただいて、具体的に進めさせていただいております。先般も河野委員長とちょっとお話をしながら、どこかの形でなかなかこれを行っているというアピールができていけませんので、アピールといいますか、市民の方々に具体的にできておりませんので、そういう意味も含めて私のほうから、質問というよりもお話をしていきたいと思いますが、平成20年から昨年の統一地方選挙の前まで第1期の議会改革ということで、具体的に議員定数の削減も含めて大きく斬り込んできたわけでありまして。その第2弾といいますか、1つは、第1期はハード面で具体的に議員定数の問題とか政務調査費、旅費、さまざまなそういったふうなところの斬り込みをさせていただいて、第2弾はソフト面といいますか、予算特別委員会の設置、それと市民との対話集会、この2つが大きな柱であります。

特に予算特別委員会については、我々議会の意思、総意といいますか、具体的に来年の3月からこの予算特別委員会は始まるわけでありまして。そうした中で議会の総意、そしてまた意思の表明、具体的には予算化とかいろんな要望も含めてそういったものを委員長報告に盛り込んで、それを検証していくというふうな形になろうかと思っております。それから、それを具体的に1年間意思を示して、それから補正予算とかそれぞれの6、9、12月の議会でそれぞれやり取りもあろうかと思っております。それで、具体的には来年度の平成25年度分の予算特別委員会が終わって、それから平成24年度分の決算特別委員会があります。この決算特別委員会もしっかりと充実をしていかなければ意味がないといいますか、そういうふうなことも委員長と話をしておるわけでありまして、先般の、去年、ことしと私も、大変申しわけないのですけれども、決算特別委員会に久しぶりに出させていただいて見させていただいて、それで見ていると、今回はうちの穴井議員が副委員長で総括を述べておりましたが、この決算特別委員会でいつごろからかわかりませんが、総括を述べ出したという、こういうふうなことがあって、大分変わったなど。私が決算特別委員会に出ているところは、最後は委員長が総括質疑という形でいろんな質疑をやりながら方向性を、意見を述べて方向性をやっておりましたが、原稿を読んで、自分で書いたのでしょうか、読んで、それで終わっているという。かなり変わっているなというふうな思いもありました。そういった意味では、平成25年度の決算特別委員会、これもしっかりと充実をしなければいけないなというふうな思いがあります。

そういうことで、この予算特別委員会についてこういうことをやるということを決定させていただきましたが、それについての当局の御意見があれば、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

予算は、1年間に市が取り組む方策を示し、市政のあり方を決める重要なものです。予算特別委員会においては、行政の透明性を高めるために、予算に計上している各施策について丁寧な説明が求められるというふうに考えております。本年度から既に補正予算において事業の概要調書を作成しておりますけれども、予算公開の原則に基づいて市民への説明責任を果たしていきたいというふうに思います。

今、お話があったとおり、予算審査の結果は真摯に受けとめ、予算の適正執行に努めるとともに、その執行経過につきましては、決算特別委員会のほうで評価をいただき、議会の意見や提言を翌年度の予算編成に反映できるように、いわゆるPDCAサイクルの行財政運営に努めていきたいというふうに考えます。

○18番（堀本博行君） この予算特別委員会の設置に向けての議会改革を進める中で、最近、

予算の説明書が若干丁寧、丁寧というかページもふえて細かくなってきているなというふうな、そういうふうな思いもあるわけではありますが、この予算特別委員会については、しっかり議会としての方向性をまた示していきたいと思っております。これは具体的に走り出さないとわからない部分もありますが、議員全員で、どなたが委員長になるかわかりませんが、しっかりと進めていきたいと思っております。

また、市民と議会の対話集会、これも決定もさせて、具体的にもう進めて、実施するというふうなことで決定をさせていただいております。これは市長のホームページとかを見ると、市長もかなり長い間やっておりますが、議会がそういうことを実施するというふうなことについての市長の御意見があれば、お聞かせをいただけますか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

市民に開かれた議会ということからすれば、この取り組み、本当に心から敬意を表したい、このように思っております。私自身も就任以来、市長と語る会を100数十回開催させていただいておりますし、今も続けております。市民の皆さんとの対話、これは私は欠かすことができないと思います。市民の信頼を得るためにも、また市民の目線でそれぞれの立場で市民の多様な意見を聞くということは、本当に大切ではないかな。それはしっかり反映することになると思いますし、ぜひ議会が市民の皆さんと対話するというこの機会を持っていただくということについては、大変意義深いものである、このように感謝を申し上げたいと思います。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。この議会、これをやるに際してもさまざま意見もありました。また、反対の意見もありました。具体的には年を越して新年度になって夏過ぎぐらいに1回目をまずやろうというふうな形であります。我々議会の場合は、特にこれは、私は個人的にもこれをぜひやりたいという長年の夢といいますか、思いもあつたわけではありますが、「4年に1回の選挙のときは、堀本さん、あなたの顔をよく見るけれども、議会が終わるとさっぱり出て来んな」という、こういうふうなこともずっと言われておりました。議会が何をしているのかわからないという、市民の皆さん方にアピールする機会がないということで、そういうふうな思いで今回やらせていただきました。

この対話集会も、我々の議会の場合はほとんど不特定多数といいますか、そういった方々に参加をしていただきます。いろんな形で、特に大分市なんかは今もやっていますが、当初はいろんな形でサンドバッグ状態でぼこぼこにやられて、市民の皆さん方からいろんな苦情、文句、さまざま言われて、「堀本さん、サンドバッグ状態ですよ。もう答えもできません」みたいな、こういうふうなことも大分市ではあったようであります。

聞くとところによると市長の対話集会は、発言者が何人か決まっているようにありますが、我々の場合はもうそれはできませんので、またしっかり進めていきたいと思っておりますし、アピールもしていきたいと思っております。私は、個人的には議会の議会条例まで何とかやりたいなと思っておりますが、なかなかそれも反対が、反対というか厳しい状態ではありますが、ぜひそういうことも含めて進めてまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、人事のあり方と採用試験云々という項目も出させていただきましたが、これは先般の記事でも読ませていただきました別府市の採用試験のことについての面接重視、非常にいいことだと思います。まず、私が常々採用に当たって、例えば50人、100人、150人、200人、いろんな応募が来るでしょう。最初に面接をやるべきだということをずっと言っていました、私は。そうでないと、成績だけでとると、いい人材がぼろぼろ落ちるといふ、こういうふうなことをずっと私は……。だから、一般企業なんかはそういうふうなことも今ずっとやられていますけれども、成績だけ、だから、私はいつも言いますが、成績でとって、仕事をするのは個人の性格で仕事をする、成績では仕事をしない。その人の

性格で仕事が進みます。そういう意味では、まずやっぱり面接をしっかりといただいて具体的に採用するという、こういうふうなことなのでしょうけれども、今回の人事制度、具体的にまず説明していただけますか。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

新しい人事制度についての御説明でございます。新しい人事制度は、採用を含め異動、昇任・降任、研修、評定、この5つの制度を柱に置き、人材育成に主眼を置いた人事制度改革を行うものでございます。今回策定しました人事制度は、「キャリアアッププラン2012」と題し、従来からの人事制度を有機的に関連づけまして、個々の職員の採用から退職までの間、別府市職員としてみずからの資質の向上を図るとともに、組織が一丸となって目的を達成し、課題を克服できるような職場環境の構築を目指すための改革でございます。

今回の人事制度の特徴は、見える人事制度、選択と責任ということでございます。これまで人事当局が一方的に行っていた印象のある人事制度、新しい制度では、職員にそのシステムやルールを公開するとともに、自分でキャリアアップを選択できるようにし、その結果については、職員個人が責任を持つ制度に変革していこうというものでございます。

○18番（堀本博行君） 今、説明の中に降任、降格という言葉がありましたが、具体的にこれが実施されるかどうかというのはわかりませんが、これはぜひこういうふうな制度も実施をしてもらいたいと思います。それで、特に人事それから採用については、以前も私は申し上げましたのですけれども、ある雑誌に書いていた採用ということで、公務員の採用について書いていた部分がありました。採用をする半年前、4月の半年前、採用試験をしたときに、採用に通った方たちに意見を書かせているのです、ずっと役所の仕事、特に窓口業務について意見を書かせた。そうすると、入社前の方たちが書いた作文のほとんどが、窓口の職員はもっと市民の側に立つべきだ、こういうことを書いているのです。そして、その方たちが採用されて、それで窓口に座って半年たって、また意見を書いている。その同じ方たちが何て書いているかといったら、市民の皆さん方がこんなにながままだとは思わなかったと書いている。それくらい要するに立場が変われば、自分の立場でしか物が見られないという、これはやっぱり人間の習性なのでしょう。そういった市民の立場に立つ、口では簡単に相手の立場に立つ、人の立場に立つと口では言えるけれども、現実的な行動としてそれが出るのかどうかという、これが真の人材育成だと私は思うのです。

もちろん今、課長がいろいろキャリアアップ云々といろんなお話を聞かせていただきまして、答弁をいただきましたけれども、そういうことをしっかり踏まえてやっていただきたいと思えますし、もう1つ、これも私、好きな逸話の1つなのだけれども、フランスのある村で毎年ワイン祭りというのがある。そのワイン祭りがあって、どういうふうなワイン祭りかという、大きなたるにそれぞれの家庭でワインをつくって、それをずっとたるに全部自分のところの自家製のワインを入れて、それでブレンドしたワインを夜みんなで飲むという、こういうお祭りなのです。

ある年にそれをやって、村のそれぞれの家庭が全部大きなたるにワインを入れて、それで夜に、さあ、お祭りだ、飲もうかといって、ぽっとコックをあけて飲み始めたときに、そのワインのたるの中が水だったという話なのです。これは何を言いたいかというと、私一人ぐらい水を入れてもわからんでしょ、私一人ぐらい手を抜いてもわからないでしょう、こういうふうな思いが村人全部に伝わったということなのです、これは。私一人が、私一人がといって全部が水を入れて、結局ワインは一滴も出なかったという、こういう逸話なのです。

何を示唆するかというと、結局、自分一人が手を抜いてもわからんだろう、こういうふうな、これは職員さんではなくて全般的に通ずる問題ですけれども、こういうふうなもの



をしっかりとやっぱり協議をしていく。また、そういったものが、こういう話をしても最近の若い人はぴんときてくれないのですけれども、そういうふうなこともありますけれども、ぜひ管理職のそこのひな壇に座っている方々が、しっかり自覚を持ってやって進めていただきたいと思いますけれども、もう1つ、これまでの採用制度で変わった点、これを教えてください。

- 職員課長（檜山隆士君） 職員の採用制度でございます。職員の採用は、若年層からの終身雇用を前提とした新卒者を中心とする競争試験により実施をしております。新採用職員については、公務員としての良識を身につけ、市民の目線で接することができるなどの人物を求めています。

採用試験では、コミュニケーション能力にたけ、幅広い知識や思考力をあわせ持つなどし、別府市職員として市民のために仕事をしたいという人物重視の視点で採用を決めていくこととなります。これまでの採用試験は、1次試験で教養試験のウエイトが高く、2次試験でも個々の受験者の人物像を把握するための時間が十分ではない状況でございました。そこで、全ての職種で1次から面接試験を課すとともに、また2次試験の面接時間も長くとりようにし、コミュニケーション等の社会人基礎力を見るようにしております。

- 18番（堀本博行君） ありがとうございます。しっかり有為な人材を皆さん方の眼で見えていって、有為な人材を集めていただきたいと思います。

それから、今、部長級の、若干気づいた点をお話しさせていただきたいのですが、今、この手元に部長のひな壇に座っている皆さん方の年齢、それから就任した年度を手元にいただいているのですけれども、私なんか1期目、2期目のころは、よく大体50歳、もう私もことし59歳になりまして、職員の皆さん方よりももう、私よりも上の人がもう数人しかいないという、こういう状況になりました。私は1期目のとき、1番議員で、この端っこに座っておりましたが、あそこ、ひな壇に座っている方々が、私は平成7年、41歳で初当選させていただいて、そのひな壇の皆さん方を見たときに、わあ、おじさんたちがいっぱい座っておるなという、こういうふうな印象があったわけですが、そのころ、大体五十七、八歳ぐらいの方々が部長を2年、長い人は3年ぐらい、1年で終わる人もいらっやいました。平成23年の釜堀部長、それから浜口参事、それから大野部長、平成23年にがらっと若返っているのです、皆さん方は。その中で、先ほども降格というお話がありましたが、これが今の時点ではありませんから、1つは、皆さん方よりも年上の、年齢的には上の方々の、部長になりたいといういわゆる思いというか、こういうふうな思いがなえるという言い方がどうかわかりませんが、しっかり仕事もやっていただいていると思いますが、そういうふうなこともあるだろうなというふうなことがあったので、これは私の感想だけにとどめておきたいと思いますが、そういうふうな、一部そういう声もありましたので、感想だけ言わせていただきます。

それでは、次に市営住宅の入居の件について質問したいと思います。

市営住宅のことについては、さまざまと私も提案させていただいて、いろいろと改善をしていただいております。そういった中で、今回、入居に対するいわゆる法令の改正というのがありました。あるところでは、それまで単身用の入居については年齢制限がございましたけれども、これは法改正によって入居の資格云々というようなことで、市長の権限でこれが変えられるようになりました。あるところでは単身用の住宅を二十歳から入居させる、可能にできるというふうなこともありましたので、こういうふうなことは、別府市では具体的にどういうふうな形で進めたのか、まずこの点を聞かせてください。

- 次長兼建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

入居者の資格につきましては、公営住宅法の規定に基づき、同居する親族のいることが条件の1つとなっております。その例外といたしまして、一定の要件を満たす高齢者や障

がい者、身体障がい者などは、単身でも市営住宅に入居することとなっておりますが、地域主権改革一括法の制定に伴いまして公営住宅法が改正され、同居親族の要件の規定などが廃止されており、その取り扱いにつきましては、各自治体に委ねられることとなりました。

議員御質問の同居親族等の要件を廃止した場合、そういう場合、どういった経緯かということでしたが、廃止した場合に懸念されることを念頭に置きまして御説明させていただきます。

全ての単身者につきましては、市営住宅の入居を可能にした場合、市営住宅の応募倍率が今以上に高まり、ひとり暮らしの高齢者等の住宅の確保がより困難になることなどが予想されたり、また、市営住宅の大半は世帯向けの住宅タイプであり、ワンルームタイプではないため、単身入居者と住宅の広さのミスマッチが生じるなどが考えられます。また、民間の単身者向け住宅の賃貸事業を圧迫することや、あわせて自治会の加入等の問題も生じるため、現行の同居親族等の規定を継続させていただいております。

- 18番（堀本博行君） 特に若い人たちからの要望とか、そういったものを私も受けておりますので、ぜひ可能であれば実施をしていただきたいと思います。これは、また自分なりにしっかり勉強させていただいて、再度提案をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に市営温水プールの優遇制度について。

これは、市営温水プールでかなり高齢者の方々が通っております。プールの中を歩いたり、例えばべっぴアリーナとか、そういったさまざまな施設は高齢者の皆さん方の優遇制度があるのですけれども、この温水プールはもうちょっとどうにかならんのか、1回400円はちょっと高いなという、こういうふうなお話をいただいたので、その辺で何か改善策があれば教えていただきたいと思います。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

議員さん初め、もう料金設定については御存じかと思いますが、べっぴアリーナのトレーニングルームについては、年齢別の使用料を設定しております。温水プールですけれども、1人2時間につき小学生以下200円、中学・高校生300円、一般者400円という設定でございます。条例に定めたものなのですが、管理規則によりまして、障がいのある人の施策として温水プールの使用料の免除、それからアリーナのトレーニングルームにおきましては、高齢者いきいき健康づくり施策としまして、75歳以上を使用料免除といたしております。

それから、温水プールのほうでは、6回回数券、あるいは1カ月券という割安料金システムも活用をいただけるようにしてございまして、かなりの延べ購入者数が上がっております。

そこで、認識としましては、先ほど言われたとおり、高齢者におきましても水中運動の効能というのは有効なものと認識をいたしております。一方、使用料の改定になりますと、温水プールのみならず市営の体育施設がございまして、見直しがそれぞれ必要にもなっておりますし、指定管理者に管理を委託しております上で、その管理料の見直し検討も必要になってくるかと思っております。それから、減額に伴いますれば、利用者数がふえたり、そこで利用のラッシュが想定をされますとともに、制限を加える、使用時間の制限を加えざるを得ないというような事態の発生も予測されるかと思っております。

- 18番（堀本博行君） 減額に、減額というか、高齢者の減免というか、ただにせよとか、無料にせよとか言いませんから、ぜひ検討していただきたいと思います。これは回数券と言いますが、1回、1カ月7,000円というのは、やっぱり高齢者にとっては大きな負担ですから、1回1回の回数ができるだけ安いほうがいいわけですから、ぜひよ

ろしくお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、プールばかりで申しわけないのですが、温泉プール跡地、これについても議会でも何回か、これについて跡地をどうのこうのせよというふうなことは今回は申しませんが、あそこが、実は今回、原町の盆踊りをあそこでやられております。今回、雨であそこの中がぐじゅぐじゅといますか、足元が、ちょっと降ると使用できませんので、そういうふうな形で相談も受けました。改善策はどうなっておりますか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

議員さんの御指摘のことでありますが、温泉プール跡地の西側の一角に水たまりが常時できているということを確認しております。この原因につきましては、湧水により土地の表層まで水が浸透しているということで私どもは考えております。

今後の予定であります、現在すでに復旧の分の工事費については算定済みでありますので、年度内に復旧ができるように事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○18番（堀本博行君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、南部の活性化は先ほど申しましたけれども、ぜひこれに向けてはお願いをしたいと思っております。

最後に、介護ボランティア制度。これは、前回9月に積み残しておまして、せっかく課長が現地まで行ってさまざまな研究を進めていただいておりますので、質問させていただきたいと思いますが、その後どういうふうな形になっておりますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

さきの6月議会におきまして、まだまだ問題点が多く、多くの市町村が未実施であるとお答えしました。その後、議員との打ち合わせの中で御提案をいただき、事業内容等検証の目的で、平成22年度よりこの介護ボランティア制度を実施している豊後高田市と、本年度10月より実施している中津市に直接伺いまして、担当者より詳細なお話を聞くことができましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、事業の概要及び目的につきましては、両市とも大差はなく、介護保険法の第115条に規定されています地域支援事業を制度の根拠とし、また参加対象者も65歳以上の介護保険第1号被保険者としながら、高齢者の社会参加を積極的にサポートする中で介護予防を図ることを目的とする内容でございました。

次に、両市の相違点であります。大きくは2点に要約できると考えております。まず1点目は、豊後高田市は直営で事業実施しているのに対しまして、中津市では社会福祉協議会に委託して事業を実施しているということ、2つ目は、ボランティアの活動対象事業所が、豊後高田市は介護保険施設などの高齢者施設に限定しているのに対しまして、中津市では介護保険施設のみならず子育て、障がい者、小学校、地域サロンなどに拡大しております。より身近な施設で地域とのかかわりを深くしようとする意図が、強く感じられた次第であります。

○18番（堀本博行君） 早速調査に行ってください、ありがとうございます。中津、豊後高田を見ていただいて、別府市では、実施できそうですか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） 別府市でできそうかという御質問でございますが、本事業に関しては、ことし10月から実施を始めた中津市を初め、全国的には60余りの市町村で実施または実施予定であると伺っております。その中には本市と類似団体も幾つか存在するのではないかと考えておりますので、その事業効果も踏まえ調査研究を進める中、例えば要介護出現率の低い都市の事例などがあれば、その内容を精査するなど、さらなる検証を行ってまいりたいと考えております。

○18番（堀本博行君） 実施に向けて、また努力をしていただきたいと思います。

項目は以上で終わりますが、先ほど申しましたさまざまな、特に第1項目目に市長にさ

まざまと申し上げました。しっかりした体制を組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○8番（荒金卓雄君）先輩に続きまして、私のほうから質問させていただきます。

初めに、議長に御了解をお願いいたします。一番初めの子ども市議会につきましては、一番最後に回して質問したいというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いします。

では初めに、東日本大震災後の別府市の防災対策についてということで、①として被災者支援システムの導入を上げておりましたが、情報推進課から聞き取りをいたしました。その結果、さらなる進捗を見守った後に、平成24年度末、来年3月議会で質問をするほうが適切だろうと思いましたので、これはちょっと今回は扱いません。

2つ目の避難訓練の取り組みについてのお尋ねから入ります。

昨年の東日本大震災以降、別府市、また各町内の自主防災会でもさまざまな訓練が行われております。そこで、まず別府市が管理している各種の公共施設での避難訓練、この避難訓練も火災、地震、津波、こういうふうに分かれるわけですが、この訓練の状況はいかがですか。

（議長交代、副議長・加藤信康君、議長席に着く）

○自治振興課参事（月輪利生君）お答えいたします。

市が管理し、またかかわっている施設のうち、124の施設について避難訓練等の取り組み状況についての調査をいたしましたところ、約73%に当たる91の施設については何らかの訓練を実施しており、施設によっては訓練内容を変えて複数回行っているところもありました。この91の施設のうち2つの施設は津波避難訓練のみ、残り89の施設では火災訓練を行い、そのうち53の施設では地震避難訓練を、さらにそのうちの18の施設では津波避難訓練も行っております。

○8番（荒金卓雄君）私のほうも資料としていただきまして、「公共施設の避難訓練と実施状況」ということで、今、参事のほうからは何軒の施設が避難訓練等に取り組んでいるというお答えをいただきましたけれども、ちょっと具体的な施設ごとの避難訓練をしている、していないという資料をいただきまして、びっくりしたのは、まず亀川出張所、また朝日出張所、こういうところでは特に避難訓練をしていない。また社会福祉会館、さらには別府競輪場、もうこれ以上は名前を上げますと、ちょっとびっくりしますけれども、こういう別府市民が安心して来る、入場する、そういう大きなところ、特に別府競輪場、海のあるわけですが、こういうところでも避難訓練がされていないということは、私はいかがなものかなと思うのです。またスポーツ施設、市有市営温泉、こういう中にも避難訓練をしていない施設が見受けられるということで、きょうはちょっともう個々の施設はやっている、やっていない、どうしてかということは申し上げませんが、1つは、恐らく指定管理者が管理している施設の部分がスポーツ施設ですとか、市有市営温泉にかかわると思うのですけれども、さっき参事がおっしゃったように124の施設が統一的にそういう避難訓練に取り組んでいないということは、私はやっぱり自治振興課から積極的に「今やっていますか、やっていませんか」、やっていなかったら、こうこうこういう日程で今年度中でぜひやってください、また火災訓練等しかまだされていないところがあれば地震の避難訓練、津波の訓練、こういうのを市はリーダーシップをとって取り組んでもらいたいと思います。

もう1つは、市民が多く来るところとそんなに多く来ないというか、例えばし尿処理場ですとか、そういう特殊なところが訓練されていないわけですが、私は、これは市民が多い、少ないの問題ではなくて、職員の意識の問題になってくると思うのです。市民がいるから市民の避難誘導をもちろんきちっとできるということも大事ですが、やっぱり職員の方も自分で自分の命を守る、そういう避難の訓練の意識、また経験をき

ちっと積んでおくと、またいろんな人事異動等で動いたときにそれが役立ってくると思いますので、ここはこういう苦言をちょっと申し上げてのところにしておきます。

もう1つは、自主防災会とかで避難訓練をされているのは私も知っているのですが、その訓練がいつ行われているのか。大半、私は休みの日ではないかと思うのですが、そこはいかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

平成23年度に行われた自主防災会の訓練は、57回でした。避難訓練や講話など啓発を含めた訓練に述べ122の自主防災会、5,396人が参加いたしました。57回の訓練のうち平日は10回、そのうち9回は防災講話など、避難訓練は1回のみでした。他の47回は、いずれも土日・祝祭日に行われており、訓練内容は避難訓練、消火訓練、耐震性貯水槽取り扱い訓練、講話などです。平成24年度は、11月末までの訓練状況ですが、22回の訓練に述べ41の自主防災会、3,560人が参加しております。22回の訓練のうち平日は4回で、全て防災講話などです。他の18回は、平成23年度と同様、土日・祝祭日に行われており、訓練内容も同じであります。

○8番（荒金卓雄君） やっていただいている中で、なかなか土曜・日曜日・祝日に行われているというのが、やっぱりどうしても割合的に多い。これはもちろん訓練をやる場所の確保もあるでしょうし、参加者に多く参加していただきたいというのも当然あるかと思いますが、実際の災害が発生するのは、日曜日・土曜日・祝日とはもちろん限らない。むしろ平日のほうが割合というか、率の上では多いわけです。また、明るい日中とは限らず、やっぱり夜間ということがありますので、今後こういう自主防災訓練での平日、また夜間などの訓練が必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害はいつ起こるとも限りません。自主防災会での避難訓練は、東日本大震災以降、訓練回数がふえたとはいえ、全ての町内で行われているわけではありません。着実に防災に対する意識が高まり、訓練回数も訓練内容も向上はしてきております。今後は、まず訓練をしていただくことを最優先として、訓練を定期的に行っている自主防災会につきましては、次のステップとして平日や夜間の避難訓練の要請・啓発に努めてまいりたいと考えております。貴重な御意見を、ありがとうございました。

○8番（荒金卓雄君） そういう全市内で行われているいろんな訓練の、自主防災組織での訓練の取りまとめ役といいますか、状況把握の責任者という意味でも自治振興課、その辺の状況を把握して、今はまだ平日までの訓練にっていないというところは、次の段階は平日、また夜間だというような、ちょっと息の長い丁寧な把握をしていていただきたい、このように思いますので、どうかよろしくをお願いします。

3つ目の、別府市に自主避難した被災者への支援についてですが、これは実は私、福島県のほうから避難をしてきたという方にちょっと紹介をされまして、御相談というか心配事、詳しく伺ったところなのです。一番その方が先にぱっとおっしゃったのは、実は福島県のほうから避難しているこちらの別府市の住所に「内部被曝検査の実施について」という案内が送られてきた。内部被曝の中で、ホールボディカウンターを使っての内部被曝調査ということで、要はどこで受けてくださいと載っていると思いますか。福島から遠く離れて大分県の別府市に避難している方に、この内部被曝検査を福島に帰って、福島赤十字病院で行っていますので、特に子どもさんは8月1日から31日までの夏休み期間中に受けさせてください、こういう案内で、こんなことができますかと。その方も、御主人は仕事の関係で福島に残ってしまっていて、奥さんと3人の子どもさんとで親戚のところにお世話になりながら、知り合いのパン屋さんで今お仕事をされているという方でしたけれども、そんな時間もないしお金もない。どうしてこんな案内を平然と送ってくるのですかという

ようなお尋ねでした。

私も、この書類をコピーさせていただきまして、この発送元に問い合わせをしたのです。実はこうこうこういう、大分県の別府市の市議会議員の者ですが、こういう相談を受けたのですけれども、帰れると思っているのですかということをおっしゃいましたら、担当の方も、事情は重々わかっているのです、案内を出したからといって容易に福島に帰ってこられると思っていないのだけれども、では、大分県の中で、別府市でこのホールボディーカーンターがあって、福島で受けるのと同レベルの検査ができないのです。だから、今ある設備の中では福島に帰ってきてくださいと言うしかない。現実には受けに帰ってきているケースはやっぱりわずかなのですということをおっしゃっていました。そこは私も行政の実情を無視した一律の案内だとは思いたくありません。そういう現状の中でやらざるを得ない御案内だったのだらうと思いますけれども、そういう方が、何回も私もニュースですとか報道で、別府市にも避難をしてきているということをお聞きしています。また大分県のほう、県としても受け入れ施設としては、「被災者受入対策室」というのを設けています。また、別府市では自治振興課の危機管理室が担当していただいているわけですが、まず、今回の東日本大震災で被災地から避難してきた方々で、今、別府市が把握している世帯数、人数、これはいかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

東日本大震災により被災されてきた方で別府市で把握できている避難者数は、累計では19世帯51名ですが、既に転出された世帯もありますので、11月末現在15世帯31名と把握しております。

○8番（荒金卓雄君） 15世帯31名が多いとか少ないで論じられるものではありませんが、私もちょっと調べましたら、宮城県から、福島県から、栃木県から、茨城県からと、この4県から別府市に避難をされているということでありました。

では、こういう被災者、避難者の方へ別府市として支援をしてきたその内容を教えてください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

別府市として被災者の方に支援した内容ということでございますが、当初、市営住宅10戸を確保して受け入れに備えました。11月末現在、7世帯16名の方が入居されております。また、平成23年度は住民票、印鑑登録証明書等、各種手続に必要な手数料の免除や、生徒・児童への就学援助として学用品費等を支給を行っております。そのほか、本市ならではの支援として、別府温泉で無料入浴できる、別府温泉で震災での疲れを癒していただく目的で市営温泉8カ所で無料入浴できる震災温泉パスを発行しております。昨年6月、25名に発行し、その後、2回の更新を経て、現在17名が利用しております。

○8番（荒金卓雄君） 私に御相談いただいた方も、別府市の温泉無料パスをいただいて、またこれも更新をしていただいて、ありがたいということはおっしゃっていました。私は、まだ別府市の支援が足りないのではないかと、大分県ではどうなっているのだとか、そこを今回は申し上げたいのではなくて、これは逆に今度は大分県、また別府市も大震災の被害、それを受ける場合も考えられるわけです。そうすると、別府市から県外へ、また九州外へ避難をする場合もある。そうなりますと、そのときに避難先で安心して別府市とどう連絡をつけたり、また地元の自治体から支援を受けたりというような、そういう手続といえますか、仕組みがどのようになっているのかということをお聞きしたいのですが、私たちは単なる受け入れ側というだけではなくて、今度は万が一私たちが被災をして県外に出ていかざるを得ないときにも、そのときにどうしたらいいのか。まずどうしようというような、そういう手順を今回、東日本大震災の中で地方自治体が工夫をしてやってきていると思います。まず、それを御紹介ください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災により被災した方々が、全国各地に避難しており、避難される前にお住まいの市町村や県では、避難された方々の所在地などの情報把握が課題となったことから、全国避難者情報システムが構築されました。このシステムにより、避難された方から避難先の市町村へ氏名、生年月日、性別、避難前の住所、避難先の情報などを任意に御提供いただき、その情報を避難先の都道府県を通じて避難前にお住まいの県や市町村へ提供し、当該情報に基づき避難前にお住まいの県や市町村が、避難者へ見舞金などの各種給付の情報提供を行うことができるようになります。

本市では、各課の窓口に来られた方が避難者とわかった時点で、各課にて受け入れ被災者台帳及び個人情報提供同意書に記載していただき、自治振興課にて取りまとめた後、県の担当者に情報を送付しております。

○8番（荒金卓雄君） もう端的に、まず万が一の災害で県外等に避難をした場合には、避難先の市役所へ避難者として申し出て登録してもらおう。全国避難者情報システムというのは、これは全国規模で立ち上がっているということ、まず私は市民の皆さんに知っていただきたいというふうに思います。その登録をやれば、その避難先の市町村から、また県を通じて避難前に住んでいた別府市に、大分県に、こうこうこういう方が今回の被災で我が県に、我が市に避難されています、こういう案内をしたいのですというようなことがスムーズにいくという仕組みが、今回の教訓としてできたわけです。

別府市のホームページの中にも、「別府市に避難されている皆様へのお願い」という中で、この全国避難者情報システムのことがきちっと出ておりますが、私は、逆に一般の多くの皆さんが、こういう仕組みが実は今回の東日本大震災を通してあるのだぞ、だから万が一のときには、まず避難したところで市役所に駆け込めというような意識を、せっかくですから、しっかり持っていただいて、より安心といいますか、万が一のときに備えるということが必要ではないかと思ひまして、この仕組みのPRを、周知をぜひ自治振興課にお願いしたいということをお願いしまして、この項を終了いたします。

続きまして、「別府市は住みにくい」風評についてと、ちょっとタイトルが余り適切でないかもしれませんが、私も市内をいろんな機会を通じて訪問していきまると、いろんな方から、「別府市の住民税は高いね」、また、「国保税が高いね」、「水道料金が安いね」、こういう声をぼつぼつというか、聞くのがあるのです。私は、「そんなことはないですよ」というのを言いたいのですけれども、なかなか、一度市民の皆様のところへ届いたそういう風評といいますか、悪評というか、風聞といいますか、これが残念ながら耳に残って、別府はもちろんいろんな、トータルに考えれば、私は最も住みやすい、暮らしやすいところだと誇っていますけれども、こういう声が市民の皆様のところにあるということ、何か打ち消すというか、そういうレッテルをはいていく必要があるのではないかなというふうに思ひまして、今回は余り深入りしませんが、住民税、国保税、水道料金、この料金が、ほかの都市と比べて別府市が高いのかどうか、これを伺っていきたいというふうに思ひます。

まず、住民税に関してですが、住民税は通常市民税と県民税の両方がありますけれども、徴収はどの自治体が行っていますか。市民税と県民税、徴収は。

○課税課長（工藤将之君） 徴収は、一括して市町村が行っております。

○8番（荒金卓雄君） そうですね。市民税と県民税の区別、内訳はあるわけですが、実際に徴収しているのは別府ということで、金額が高いのはそれも含んでということに錯覚、誤解がなきにしもあらずではないかなと思います。

ちょっと問題を絞って市民税のほう、特に個人市民税と法人市民税がありますが、個人市民税に関して基本的なことですが、伺います。個人市民税は、均等割と所得割、この2

つが合算してなっております。それで均等割というのは、いわゆる自治体の中でその一員として一種の会費といいますか、そういうのに相当する税金というふうに思いますけれども、別府市の均等割の金額、これは幾らですか。

○課税課長（工藤将之君） お答えいたします。

別府市の均等割は、地方税法に基づいて標準税率を採用しておりまして、3,000円であります。

○8番（荒金卓雄君） その3,000円という額は、別のほかの自治体ごとに異なりますか。それとも全国同額でしょうか。

○課税課長（工藤将之君） 全国の100%ではないのですけれども、2団体ほど超過課税を行っている団体がありますけれども、その他の団体は全て均等割3,000円であります。

○8番（荒金卓雄君） では、続きまして所得割です。これは、国が徴収する所得税の自治体版ということになるわけですが、所得割の場合は累進課税ということで、所得の多さによって税率が上がっておりますが、市民税の所得割の税率、これは何%ですか。また、全国で相違がありますか。

○課税課長（工藤将之君） 6%です。それも全国の団体中2団体ほど標準税率を使っていない団体がありますけれども、別府市は標準税率です。

○8番（荒金卓雄君） もう端的に市民税に関しては、別府市がほかのところよりも高くなるという要因はない、どこも差がないということを確認させていただいたところであり

ます。では、続きまして、国民健康保険税に移ります。

ちょうど3年前の毎日新聞、平成21年6月8日付の毎日新聞に、全国の約1,794の市町村が運営する国民健康保険の保険料のアンケート調査というのが掲載されました。これは別に国がやったのでも、また国民健康保険の協会といいますか、そういうところがやったのでもなく、毎日新聞社が独自で各市町村にアンケート用紙を送って行ったものでありますけれども、これはちょっとそのとき大分話題になりましたが、別府市の国民健康保険税が全国でワースト5、全国で5番目に高いという悪評が出ました。私も決して安いとは思っておりませんでしたけれども、ここまでそんなに高いのかということがありまして、また、こういうのはどうしてもひとり歩きするわけです。新聞に出て、また、ちょっとでもニュースに出て、また、それをごらんになった方が、別府市って国民健康保険税が高い高いと思ったけれども、本当に全国で頭から5番目、こういうのが、また口コミといいますか、伝わって、何かの拍子に私なんかは何いまして、国民健康保険税が全国で5番目。「荒金さん、どうなっておるの」、こういう言われ方をするのがまああるのですけれども、本当に果たして全国5番目に高いのかということをちょっとやり取りさせてもらいたいと思うのです。

まず、別府市の国民健康保険税が全国で5番目に高いと言われますと、多くの方が持つイメージ、これはいわゆる低所得者にかかる保険税から高額所得者にかかる保険税まで、一律に単純に全国で一番高いというふうに思われがちなのですが、これはこの新聞記事にも、こうこうこういうモデルを選んでしたときに全国5番目でしたということをおっしゃっています。それは年間所得200万円、年間所得200万円という、給与所得のみでいきますと、約311万6,000円の給与収入です。これはちょっと別府市でも中堅ではないかと思えます。また、40代夫婦と未成年の子ども2人の4人家族、こういう設定、さらには固定資産税を5万円払っている、こういうモデルを指定して別府市の保険料が実はそれで比べると5番目というふうなことになってはいますが、これに関して説明をお願いします。

○保険年金課参事（勝田憲治君） お答えいたします。



御指摘のとおり所得 200 万円という、この世帯で限定して見ますと、全国的に見ても高い結果となっております。この高くなった理由につきましては、考えられる要因といたしまして、1 点目として、別府市は所得が 33 万円以下のいわゆる低所得者が 50%を超えている。また、そのため所得がある人に負担がかかっていることがあります。2 点目といたしまして、別府市の国保加入者の収入が低い。平成 22 年度で 18 市町村中 17 番目という資料がございます。このため、結果として必要な額を確保するために税率が高くなっているというふうに考えております。

○8 番（荒金卓雄君） 私もこういういろんな数字を見ますと、何と申しますか、燃えてくるのです。本当なのだろうかという、ちょっとこういうのがあるものですから、もうちょっと詳しくらせてもらいたいと思いますが、私も国民健康保険税を払っておりますが、非常に高額だという自覚があります。これが実は医療分というやつと、介護納付金というやつと、後期高齢者支援金という 3 本柱でこのいわゆる国民健康保険税というのは構成されている。なおかつ、それぞれが均等割という、1 人当たり幾らという一律の税額、また、さらに 1 世帯当たり幾らという平等割という税額、さらに最後は所得割、応能割と言われますが、この 3 つでできているということは、私もいろいろ調べて、その中でどうなっているのかを見ていかないといけないのだなということを考えていますが、保険税を算出する過程、要は医療費が幾らかかるといのが一番もとにあるわけですけども、そこに例えば国からの国庫の支出金が入るし、県からの支出金も入る。また、別府の一般会計の法定内の繰り入れも入る。また、被用者保険から交付金というのも入る。いわゆる公費で賄う部分があるわけです。だけれども、それでは足りない医療費、この医療費を別府市の国保の加入者に負担を願わないといけないという考え方です。それで、そのうち単純に 1 人当たり幾らというわけにはもちろんいきません。税金を納める能力が違いますし、また家族が多い方も少ない方も世帯が同じというわけにもなかなかいきませんから、その辺で内訳が、今言いました均等割、平等割、応能割ということで入ってくるわけですけども、そういう構成の中で別府市が、さっき言いましたいわゆるベスト 5 に引かかるような高いと言われる理由、そういうのはいかがでしょうか。

○保険年金課参事（勝田憲治君） 御指摘のとおり、国民健康保険税は医療分に要する経費、介護分に要する経費、後期高齢者支援金に要する経費、その 3 本立てで構成されております。先ほども答弁いたしましたけれども、国民健康保険税の加入者の割合につきましては、半数を超える方が低所得者と言われる方で、いわゆる均等割、平等割のみの方という形になっております。これらの方につきましては、全県下的に見ても 4 番目程度というふうに考えております。また、介護納付金を除いた分、これは介護納付金が 40 歳から 64 歳に課税される分でございますけれども、そういった分を除いた分で見ますと、また若干順位が下がっているということで、国民健康保険税については、世帯数、被保険者数、また所得に応じた影響によりまして税率や税額等はかなり変わっております。1 人当たり 1.5 人、1 世帯 1.5 人となっておりますので、その世帯で見ると保険税の負担は随分安くなっているのかなというふうに考えております。

○8 番（荒金卓雄君） 私は、要は別府市の国民健康保険税がワースト 5 というのは誤りだということを確認させていただきたいと言っているのですが、まずはこの毎日新聞社の報道の結果に出てくる年間所得 200 万円という切れ目が、別府市の国保の加入者の割合、年間所得の 200 万円より少ない人、以下の人が実は 93.96%、94%の方は、今回の毎日新聞の基準の 200 万円よりも 94%の人がそれより以下にいらっしゃる。また、特にいわゆる所得割がかからない低額所得の方は、その 94%のうち実に 67.9%、68%は実は所得割がかかっていない、こういう構成で間違いはないですか。

○保険年金課参事（勝田憲治君） お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

○8番(荒金卓雄君) さらに4人家族という設定になっていますが、別府市の国民健康保険の所得割の分布表、所得と家族数、いわゆる被保険者数の分布表をいただきましたけれども、それで見ると、家族4人というのが、パーセントで言うとなぜか2.28%、別府の約2万1,861名の加入者のうち2.28%しかいらっしやらない。これも間違いはないですね。

○保険年金課参事(勝田憲治君) はい、2.28%に間違いございません。

○8番(荒金卓雄君) ですから、この2.28%しかいない4人家族、なおかつ94%を除いた境目にいる200万の所得の人、それに加えて固定資産税5万というのを加えています。これは固定資産税割という計算の仕方をする市町村もあるということで条件が来ているのでしようけれども、別府はそこはありませんから、要はわずかな所得層のランクのところの、さらになおわずかな家族層のところのワンポイントを毎日新聞社がとってきて、それに対する保険料は幾らですか、こういう調査ですね。どうでしょうか。

○保険年金課参事(勝田憲治君) はい、御指摘のとおり、限定した所得200万円4人世帯ということでの保険税ということで、該当する方については、この場合はごく一部だと思います。

○8番(荒金卓雄君) 私は、別にわずかな方の保険税が全国ワースト5で構わないではないかなんかは、もちろん申し上げるつもりはないのです。要は別府全体のイメージにそのワースト5というのが覆いかぶさっている、だけれども、真実は違うのですということ。私はもっとPRというたあれですが、きちっとしてもらいたいなというふうに思うのです。私もこの数字を見まして、所得が33万円以下の方から、最大が625万円以上という最大のスパンの中で、その所得にどれだけの加入者の人数がいるかという数字の表ですけれども、これをグラフにしますと、こちらがゼロでこちらが250とすれば、もうこんなに、ここで94%、ずっとおりにこう来るわけです。この辺の200万のところの数値を持ってきて別府市の国保全体だということは、私は絶対におかしいというふうに思います。

それで、通常県とか市で見ている1人平均の平均保険税の調定額、この金額からいうと別府市の順位、これはいかがですか。

○保険年金課参事(勝田憲治君) お答えいたします。

一応、国保加入者の平均保険税ですが、平成22年度の介護保険分を除く1人当たりの調定額で言いますと7万4,456円で、これは県内市町村で順位は9位、全国では、ちなみに1,723市町村中1,054位となっております。

○8番(荒金卓雄君) 県内18市町村の中で9位。ですから、真ん中より低いわけです。全国で1,723市町村のうちの1,054番目、これは半分よりもちょっと下の順位です。だから、決して安いわけではない。安いわけではないが、私はワースト5とかいうこのぬれぎぬを払ってもらいたい。そうでないと、こういうのはいろいろひとり歩きするのです。(発言する者あり) それは私も重々承知しております。だけれども、別府市の94%の方の平均をとればぐっと下がって、それが見えてくる。その辺の私は数字に対する敏感さというか、また分析といいますか、その辺を確認して、とにかくワースト5というのはぬれぎぬであるということを申し上げたいと思います。

それにしても、今、後ろから発言がありましたように、別府市の保険税は高い、高い部類になる、また負担感が大きいということなのですけれども、それに対して別府市として今後はどういう対応を考えていますか。

○保険年金課参事(勝田憲治君) お答えいたします。

国民健康保険税は、基本的な考えといたしまして、国保加入者の医療給付費を賄うための財源であります。近年、医療給付費が増加する状況におきましては、被保険者の保険税への増加も、負担しているという状況にあります。当市といたしましても、今後も増加す

る医療費の抑制に向け特定健診、保健指導やジェネリック医薬品の利用促進等の強化を図りまして、被保険者の保険税の負担の軽減に向けて努力していきたいというふうに考えております。

- 8番（荒金卓雄君） 今後の課題としての今おっしゃったようなところは時間もかかるでしょう。また、なかなか容易にはいかないところがあるかと思いますが、積み重ねていただきたいと思います。

もう1個、これは蛇足ながら提案ですけれども、そういうワースト5というレッテルをはいで、今度は逆に窓口の対応、また窓口の説明のうまさ、窓口での相談に乗ってくれる親切さ、こういうので全国ベスト5を目指す、そういう保険年金課の業務をやっていただきたいというのを申し上げまして、この項を終了いたします。

次に、水道料金のほうに行きます。

水道料金のほうも時々、別府市の水道料金は高いというのを聞くのです。これは、私は想像ですけれども、どうしても何か1つばあんと別府市の税金が高いというのが打ち上がりますと、それに引きずられて、さっき言いました住民税もちょっと高いのではないか。高いはずはない。差が発生するはずがないのに高いのではないか。だから、それと同じように水道料金のほうもそういう心配がないのかどうか伺いたいと思います。水道の料金設定の基本的な考え方、これはいかがですか。

- 水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

水道料金の設定につきましては、まず水道事業者は、受益者負担の原則にのっとった独立採算制を基本に、水道料金収入を主とした財源として経営されるものとされています。

その水道料金の設定に当たりましては、地方公営企業法第21条に料金のあり方についての基本原則が規定されています。まず1番目に、公正妥当なものであること、2番目に、原価主義に基づくものであること、3番目に、企業の健全な運営を確保するに足るものであること、この3つの基本原則に基づいて料金の設定を行うこととなります。その料金の設定におきましては、料金算定期間、通常3年から5年と言われておりますが、その算定期間におきます原価を基礎としたいいわゆる原価主義を採用し、料金算定期間での資産維持費も含めた原価を算出し、生活水の低廉な確保を主とした観点から、使用水量の多寡に応じ単位水量1立法メートル当たりの単価を設定していくということが基本的な考えとなっております。

- 8番（荒金卓雄君） 地方公営企業法第21条というのを、私も見てみました。今おっしゃった3つの条件ががっちり合った上で原価主義ということで、基本的に単位水量1立法メートル当たりの単価を設定していくというやり方ですね。私は、市民手帳を見るのが好きなものですから、よく見るのですが、市民手帳に水道料金の算出法というのがありまして、この中でいわゆる用途別二部従量制というのがあるようです。普通給水と言われる一般家庭などに届くやつ、また温泉給水、船舶給水、公共給水等々、そういう給水用途別に二部従量制というのが、いわゆる基本料金、ここまでの使用料はとにかく一律基本料金をいただきますよ、それを超過する部分は超過料金、または水道料金として上乘せになりますというようなつくりになっているようですけれども、基本料金の設定について少し、コストとの絡み、この辺を教えてください。

- 水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

本市水道局での料金体系は、先ほど議員指摘のように給水用途別とし、基本料金と水量料金に分けた用途別の二部従量制を採用しております。基本料金につきましては、各需要者の水使用の有無にかかわらず賦課される料金で、原価のうち主に固定的な経費となります。また、基本料金とは別に水量料金がございますが、これは水使用の多寡に応じて単位水量当たりの単価により賦課される料金で、原価のうち変動的な経費が該当いたします。

それをもとに基本料金の設定につきましては、この原価を基礎として設定したコストを、まず固定的な経費部分と変動的な経費部分に分解して、固定的な経費部分に対して各用途の給水件数及び使用水量の構成を考慮して原価を配賦し、基本料金を設定するという事になっております。

○8番（荒金卓雄君） 原価計算もちょっとなかなか細かいところは、私なんかも専門ではないのでわかりにくいのですが、いずれにしても基本料金と超過料金というのがあるということですが、その基本料金をつくる目安で恐らく各家庭、普通使用ということで考えますと、各家庭の使用量の分布、どのくらいの水量を1カ月に使っている家庭が一番多いのかということを押さえておく必要があるかと思いますが、これはいかがですか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

普通給水ということで使用水量ランク別の割合を、平成24年11月現在で算出しております。その11月現在の総世帯数は6万3,372世帯でございます。そのうち1カ月で8立法メートルまで、この8立法メートルが基本水量内でございますが、その使用世帯数は1万8,199世帯で、率にしますと28.72%となります。また、1カ月で9立法メートルから20立法メートルまでの使用世帯は3万2,714世帯で、1カ月で率にしますと51.62%でございます。1カ月でそれ以上、21立法メートル以上での使用世帯数は1万2,459世帯で、19.66%となります。このようなことから、1カ月で20立法メートル以内での使用世帯数が全体の80.34%を占めています。

○8番（荒金卓雄君） 1カ月で20立法メートル以内の世帯数が80%ということであれば、私なんかからすれば、単純に、では基本料金となる使用量が20立法メートル、またはもうちょっと少な目、十七、八立法メートルというぐらいでどうかなと思うのですけれども、きょうはそこまで触れません。今言いました基本料金、これはずばり幾らなのか。それは大分県下で別府市の基本料金のほかの市と比べての順位はどうですか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

本市の基本料金は、1カ月で8立法メートルまでが970円でございます。県下で比べさせていただきますけれども、国東市は簡易水道ですので除かせていただきます。そのほか県下13市で比較しますと、各都市基本水量の設定はまちまちであります。別府市と同様に1カ月で8立法メートルまでを基本水量と定めています市は8市でございます。その8市と比較いたしますと、高いほうから6番目、低いほうから3番目というふうになっております。

○8番（荒金卓雄君） 決して高いわけではない、むしろ低いほうということですが、ちょっとこれ、例えば1カ月で10立法メートル使った場合の水道料金の計算の仕方の考え方、これはいいかどうか、ちょっとおっしゃってもらえたらいいのですが、10立法メートルのうち8立法メートルが基本水量に相当するということで、この部分は基本料金の970円、さらに8立法メートルを超える2立法メートルに関しては、これは市民手帳にありますけれども、1立法メートル当たりの単価が152円ですから、152円掛け2で304円、この304円と970円を足しての1,274円、これでいいかどうか。また、この金額は県下ではどのぐらいの水準ですか。

○水道局営業課長（速水 孝君） 今、議員の言うとおりの、本市1カ月の10立法メートルでの使用料金は1,274円というふうになります。県下14市で比較させていただきますと、県下で一番高い市は1,627円、一番低い市は1,050円となっております。比較いたしますと、別府市は高いほうから9番目、低いほうから6番目というふうになっております。また、県下14市での平均は1,330円となっております。10立法メートルで比較いたしますと、平均よりも別府市は56円安くなっております。（「職員を半分にしたいほうが安いぞ」と呼ぶ者あり）

○8番（荒金卓雄君） そういう声も強いようですので、今後の課題としてお願いします。

私のほうは、とにかく別府市は決して高くない、高いほうではないということを確認させていただいた上で、ちょっとこれを今回私は勉強する中で思ったことなのですけれども、別府市は基本料金等の設定は1カ月8立法メートルということで決めていますけれども、実際の徴収は2カ月に1回ということになっています。どうしてこれは2カ月に1回になっているのか。それで、また、これは月の途中で、その2カ月のうちの途中で引越したり、また入ってきたりして中途半端な期間になる方も出ると思いますが、その場合はどうなっていますか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

まず、2カ月に1回というふうに、別府市のほうは請求をさせていただいています。1つは、郵便物等の経費の節減等を図る中で2カ月に1回の検針で、2カ月に1回の徴収というようなことで請求をさせていただいております。

月の途中でということでしたので、月の途中で水道の使用を開始する場合と、または月の途中で使用をやめるという場合がございます。その料金の計算は、基本的には検針日を境にいたしまして、使用期間が1カ月以内——30日以内——の場合は1カ月計算、30日を超える場合は2カ月計算というふうな請求をさせていただいています。

○8番（荒金卓雄君） 私は、ぜひそこは中途半端な場合でも2カ月計算にしていいのではないかというふうに思うのです。これはなぜかといいますと、例えば同じ20立法メートルを使って月の途中で引越した、そこで使用をとめたというような場合に、今、課長がおっしゃった1カ月計算でいきますと、基本料金のところには8立法メートルしかいきませんから、それを超えるのが12立法メートルあって、これは計算でいくと2,794円になるのです。ところが、あえて2カ月分ということで計算をしますと、基本水量が16立法メートルですから、16立法メートルの基本料が1,940円、それを超える立米に関しては608円、合計で2,548円、その差額246円、2カ月計算をしたほうが安くなるのです。これは市民への、利用者へのサービスを考えますと、2カ月計算に全てみなすと。また、実は逆転の場合もあるようですけれども、そういう場合には逆に1カ月の計算に分けてするというぐらいの配慮があつてほしいと思いますが、どうですか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

今、議員さんが言われるように、水道料金の請求は通常は2カ月に1回計算を行いますが、月の中途、または途中で使用開始する場合等は、先ほど言いましたように30日以内31日以上という境、区切りをつけまして計算をさせていただいております。

使用月数に応じた基本料金を請求させていただきますので、先ほど言われました使用水量の大小によって議員御指摘のケースが発生する場合は確かにございます。私のほうも、大分市、中津市等と2カ月同じ徴収をして回っていますので、いろいろ調査した結果、別府市と同様のケースが生じる場合があるということで、うちのほうもそこら辺の調査をさせてもらいました。中途での使用の開始とか、またはやめられる場合の請求につきましては、今後、料金体系、料金の請求、徴収のあり方、他都市の動向というものを調査をする中で、水道料金全般の問題として今後の課題とさせていただきたいというふうに考えています。

○8番（荒金卓雄君） ぜひ、水道料金が高くはないというだけではなくて、今の仕組みの中で見直せば、少しでも使用者のほうに有利になるという徴収の仕方に変更していく、見直していくということをぜひ取り組んでもらいたいということを申し上げまして、この項を終了いたします。

次に、4番目の行政からの情報発信について。これは、9月に続いての質問であります。

1つは、今あります立体模型が機能故障ということで十分働いていない、その後、これ

のうまい活用の仕方はどうかということを申し上げましたけれども、その後、検討はどうですか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

9月議会で議員さんから、本庁舎1階西側玄関の正面に展示しています立体模型の活用について御提言をいただきました。

その後の経過でございますが、当該スペースに設置をしております立体模型及び本市の全景写真の取り扱いを含めた活用方法について、課内で検討しているところでございます。現在、他市の玄関ロビーの活用事例等の調査を行っているところであり、具体的な活用計画の策定までには至っておりません。

○8番（荒金卓雄君） 私もけさ、再度見てみました。課長、もう一回見てください。ほこりが少したまっていますよ、ほこりが。恐縮ですけども、やっぱり陳列しているものは商品です。お客様にいかにも魅力的に見てもらおうかということが大事ですから、単に手を組んで案が出ないかなという前に、そこの場に行って見ながら、「あ、これが」という感覚を持ってもらいたいというのが1つあります。

もう1つは、前回も触れました。今、デジタルフォトフレームというのが大変人気になっております。また、今、時を同じくして市役所内の秘書広報課で「撮影戦隊撮るンジャー」というので、いろんな別府市の魅力的な写真を撮りだめしております。また、「別府四季のカレンダー」の写真の募集、これも大きく定着してまいりました。実は12月号の市報のこの国道10号の光のラインのような国道10号は、これは「撮るンジャー」の方の作品だというふうに聞いております。こういう写真を生かしてのあそこのスペースの活用、いかがでしょうか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、映像機器を媒体とした行政情報の発信につきましては、私どもも注目をしておりまして、議員さんから御提言をいただきましたデジタルフォトフレームを活用した情報発信につきましては、関係課と協議を進め前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（加藤信康君） 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（加藤信康君） 再開いたします。

○23番（河野数則君） 特別委員会の委員長を仰せつかって、そのことが大変で、なかなか一般質問する機会がありませんでしたが、久しぶりに一般質問をさせていただきます。

それでは、順序を入れかえて、早く終わるものからやってみたいと思います。フラワーシティ別府推進事業についてから質問をいたします。

フラワーシティ別府の推進事業については、平成元年1月に別府市花いっぱい運動を推進し、「フラワーシティ別府」をキャッチフレーズとして、1年中花の咲きこぼれるまちづくりを目指すことを進めてまいりましたが、その花いっぱい運動推進事業は、現在どうなっていますか。

そして、市長さん、これをお持ちですか、この冊子。これが、平成元年につくった「別府市花いっぱい運動」の冊子です。お持ちではないですね。ということは、全く興味がないということです。（笑声）

そこで、担当課長にお尋ね、今、私の質問にお答えください。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

フラワーシティ別府推進事業といたしまして、公園等の植栽管理、神楽女湖しょうぶ園の管理を行っております。公園等の管理につきましては、別府公園、春木川フラワーパー

ク、的ヶ浜公園、花時計、東別府の花文字等の花壇植栽を行っております。神楽女湖しょうぶ園の管理といたしましては、しょうぶ園の植えかえやアジサイの管理等を行っております。

○23番（河野数則．君） いや、私はそのことをお尋ねしたのではないのです。この冊子は、別府市が発行したのです、これ。これは、中村市長時代です。しかし、現在も別府市の花いっぱい運動推進事業はあるのでしょうか。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

現在もフラワーシティ別府推進事業、花いっぱい運動はございます。

○23番（河野数則．君） 市長、これは簡単なものなのです。いいですか。この中には1月から12月まで全て花があると書いているのです。1月にはこういう花を植えますよ、2月にはこういう花を植えますよ、3月にはこういう花を植えますよ。四季ではないのです、1月から12月まで全部花の種類を書いて、花の植えつけから、花のどういう性格まで全部書いたのは、これは別府市がつくっているのです。これに沿って何年間かやってきたのです。井上さん時代も、これは継続がありました。市長になってから、私は何回も公園緑地課にお尋ねしました。この当時から予算がどんどん減額になって、今はこれは全くありません。この「別府市花いっぱい運動推進事業」という名前だけが残って、今、課長から答弁がありました、そんなこと、花いっぱい、神楽女とかそんなものはこれに載っていない。違うのです、事業が。

これは何と書いているかといいますと、こんなふうには書いています。「別府市では、『フラワーシティ別府』をキャッチフレーズとして、1年中花の咲きこぼれるまちづくりを目指しており、この運動の一環として月ごとのシンボルフラワーを選定いたしました。今後、市民の皆様の御協力を得て、各家庭、町内の空き地、公園などにこのシンボルフラワーを主体に花を植え、美しい花のあるまちづくりを推進していきます。そして、市民、観光客に潤いのある花を見ていただきたい」というのが趣旨なのです。

現在見ましたら、予算がどんどん減額をされて、花どころか、市長、車に乗ってわかりませんか。観光港の入り口の「春木川フラワーパーク」という大きな看板が立っています。これは四季に1回どころか、四季に3分の1です、植えたのが。今、半分しか植わっていません。半分は草ぼうぼうです。これは別府の港の玄関口です。観光客が一番目にかかる場所です。そういうところすら手をつけていない。どうなのですか、教えてください。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

今、議員さん御指摘の春木川フラワーパークでございます。現在、面積が0.2ヘクタールのフラワーパークとなっております。これについて、現在、面積0.1ヘクタールの花の植栽を行っております。あと半分の……（発言する者あり）

○23番（河野数則．君） 課長、私が今、例えて言っただけなのです。別府市全体の花いっぱい運動の中に、例えば一番市民の目にかかる場所がこうなのですと。ほかにもたくさんあったのです。あなた方が今やろうとしていることは、花をのけて低木にしようとしている。花いっぱい運動を推進しながら、花壇から花をのけて低木にしようとしている。私が言うのは、この花いっぱい推進運動と逆行しませんかとお尋ねしておる。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

花いっぱい運動ということで街路、公園等につきまして植栽等を行ってきたわけですが、街路につきましては、樹木の植栽等につきましては、管理上の問題等もいろいろ考えられまして、花いっぱい運動としての植栽につきましては、現在、検討しているところでございます。

○23番（河野数則．君） なかなか答弁と質問がかみ合わないのですけれども、市長、春木苗圃というのがあります。これも10年間ほったらかしです、何もあたっていません。以

前は、それは現業の職員の方の定数を削減して人手がないというのはわかります。しかし、あるのです、たくさんあります。今、余分に南立石公園にも何人が配置して、人員は何ぼでもおるのです、幾らでもある。ただあれは10年間何も使っていない。あそこで以前は、春木苗圃で花の苗を植えて、その苗を全部別府市が植えておったのです。では、なぜせっかくあそこにあれだけの春木苗圃と名目をつけてその土地を10年間置いたままに、それともあの春木苗圃を将来花からほかのものに何か使う予定があるのですか。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

今、議員さんがおっしゃいましたように春木苗圃、ここにつきましては、昭和59年に都市計画公園として計画決定をされておるところでございます。現在のところ、計画等はあっていません。

○23番（河野数則 君） 市長、先般の質疑でも出ていました。今度、ごみの収集を民間委託しました。では、現業の職員は余りませんか。8名は余る。そうでしょうか、違うのですか。では、その余った人員をなぜこの別府市の花いっぱい運動を推進しながら、あの春木苗圃をあけるのですか。人員はあるではないですか。なぜ配置がえをちゃんと考えてしないのですか。組合の言いなりなのですか。そうなるのです、人手が少ない、予算がないから。予算はあるではないですか。人件費はちゃんとある。では、その余剰人員を使って花を植えて、別府市に花いっぱい運動を展開する。これが行政のやり方ではないのですか。

それともう1点。先般の鉄輪地獄地帯公園でどんな行事がありましたか。私も参加しました。教えてください。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

花いっぱい運動ということで、別府市緑化協会さんの協力により鉄輪地獄地帯公園の九州横断道路沿いに花壇を設置していただき、2団体のボランティア活動により10種類の花を植栽していただきました。本当にきれいな花ができ上がりました、今、感謝しているところでございます。

今回のこの花いっぱい運動につきましては、フラワーシティ別府の基本理念であります、1年中花が咲きこぼれるまちづくりに沿った取り組みであるというふうに考えております。

○23番（河野数則 君） 責任の部長さんも答弁がありませんけれども、課長ばかり答弁がありますが、市長、先般、緑化協会の発案で別府市の市報に掲載をしていただいて、市民のボランティア団体を募集したのです、公募したのです。そこで今、課長が言われた2団体の方々が応募をされて、この鉄輪地獄地帯公園の花壇に花を植えたのです。これは何を意味するのですか。民間活力を導入する行政の基本ではないのですか。予算がなければ民間の方々に力を貸していただきながら一緒に物事をする。ただ行政内だけで仕事をしようとするから予算がないのでということになるのです。そうでしょうか。ということは、花の苗だけ配布しながら、指導で花は植えられるのです。種をまいて水をやって草を取って花を咲かせる、こういうことをやっぱり市民の皆さん方に協力をいただくということが、一番大事だと思います。

それと課長、もう1点。春木苗圃のことを言いました。これは市長、教育長、ぜひ聞いてください。私が前々から公園緑地課に何度も申し入れをしました、これは何とか利用できないものかなと。例えば、別府市に公立小学校は15校あります。この5年生、6年生ぐらいの子どもさんに、例えば最後で結構です、ことしは何小学校、3校ぐらいの代表の生徒さんに、今、土いじりを全く子どもさんがしません、そういうことであの春木苗圃をちゃんときれいな花の苗圃にして、種をまいて水をやって花を咲かせて、その花を学校に持ち帰り学校の花壇に植える。この実習にぜひ使っていただけませんか、何回も何回も前の課長さんのときから申し上げたけれども、いまだに何もなし。そのまま春木苗圃は10



年以上ほったらかしです。何も工夫する予定がない。

そこで、今、課長の答弁がありました。これは都市計画法の中で公園の網かけをしています。この公園の網かけを外す以外に、利用することができません。できれば、あそこの土地は貴重な別府市の公園の用地の土地なので、以前の春木苗圃ではなくて、もうちょっと別府のためになるような、いい形の中で利用できないかなということで、今回は提案をしています。中身は言いません。課長と部長に中身はちゃんと申し上げていますので、もしその中身に皆さんが、課長、部長いいですか、それを私が差し上げた中で理解をいただいて、答弁ができれば答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

議員さんの提言、本当にありがとうございます。私も去年、部長になってこの花いっぱい運動について、詳しい内容は、議員さんからいろいろ聞いてやっとわかりました。これから春木苗圃の後を、今、議員さんの提言のとおり小学生が利用したりとか、職員を、余剰人員、これはできるかどうかわかりませんが、それを利用するなりして花いっぱい運動、これから積極的にやって推進していきたいと思えます。

○23番（河野数則君） これは、先ほど申し上げた余剰人員を配置転換することはできないことはないと思えますよ。なぜならば、以前も現業の職員さんが、あの春木苗圃におられたのですから、新しい仕事ではありません。当然その職場には配置ができると思えますので、このことはぜひ検討してください。

それから、今、部長が答弁いただきましたが、初めてわかったのではない。これはずっと平成元年からある事業なのです。こんな事業があることを議会で指摘されて初めてわかった、大変なことです。これは、2代前の市長さんのことですから、私が先ほど最初にお尋ねしました、継続しているのですかと。変更があれば言わないのですけれども、継続しておるなら継続しているようにちゃんと継続してやらなければいけません。ぜひ、今、部長から今後の展開についてはちゃんとやりますという御答弁をいただきましたので、この花いっぱい運動はぜひそういうふうにしていただくということで、これで終わります。

それでは、市長の政治姿勢についてということで質問をしてみたいです。

まず、質問に入る前に2点だけ、市長、お礼を申し上げておきます。

1つは、総合型地域スポーツクラブと体育協会の一体化ということで、何度かこの議場の中でも教育長さん初めスポーツ健康課長さんにやかましくいろいろとお願いしてきました。おかげで亀川地区準備委員会が発足して3年が経過し、今では「北部スポーツクラブ」という名称に変えまして、世代を越えて子どもからお年寄りまで、地域の特性を生かし、障がいのある方々と交流を図ることを理念として運営を行っています。このことについては、教育委員会の教育長さんを初め、先ほど申し上げましたスポーツ健康課の皆さんには大変御協力いただき、ありがとうございました。

今回、市長、これは国交省の事業ですので、国交省の出先機関、これが日本スポーツ振興センターと言います。15種類のスポーツ振興助成事業の中で私どもの北部スポーツクラブは、自立支援事業の認定をいただいて、今、事業を行っています。特に先般、スポーツ振興センターに、なぜ北部スポーツクラブかな。大分県で2つ、県のスポーツ健康課と北部スポーツクラブに調査がまいました。大変すばらしい若い調査員が2名見えまして、非常に熱心にいろんなことを聞かれて、私どもも事務局、私も含めて、スポーツ健康課の職員さんも含めて今のあり方を全部説明し、現場を案内しながら話をしました。そういうことで常に熱心に何かこの事業に取り組んでいると大変な評価を受けまして、年に2回、市長、これ、スポーツ振興事業助成、日本スポーツ振興センター、この冊子が年に2回出るのですけれども、この15種類の中で私どもは、先ほど言いました自立支援事業ですが、おかげでこの中に北部スポーツクラブ、地元の障がい者の方々と大変熱心に取り組んでいる

という写真入りで全国版で御紹介いただきました。これも先ほど申し上げたように、行政の皆さん方と私ども亀川の、「北部」と言っていますが、今は亀川だけでやっています。このことが実を結んで、また一生懸命やらなければいかんというふうに思います。本当に、特に教育委員会の皆さん方、ありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

続いて、さきの11月23日に亀川地区の防災訓練がありました。市長さん、教育長さん、水道企業管理者さん、消防長さん、消防団長さん、自治会連合会長さん、いろんな各種団体の方、それから亀川の皆さん方全部、ほとんどの方というより、各地区からお集まりをいただいて、参加人員が、亀川小学校の校庭に参加をされた方を含めると1,600から1,700人かな、亀川小学校には1,300人を超す方が整然と参加していただいて、いい防災訓練ができたのかな。特に今回は地元の防災士が12名でありましたけれども、おかげで消防団、そして消防局の方と一致団結ができて大変いい訓練ができた。これは大きな意義があったのかなというふうに思っています。本当にありがたいなと思います。一人の事故もなく、ちゃんと整然とできたこと、お礼を申し上げます。

ただ、市長、この場でこういうことを申し上げるのはなんですけれども、私は1つだけ気にかかりました。何人かの亀川の住民からも、これでいいのかなと。そのときの市長の服装です。これはやっぱり防災訓練、例えば緊急に何か行事に出てそのまま来たものではありません。半年前からこの防災訓練は11月23日亀川地区でありますよということは、やっぱり市長、服装は気をつけるべきではなかったのかなというふうに思います。簡単なことです。ジャンパーだけ着ていただければ、ジャンパーだけ。背広の上着を脱いで、ネクタイでジャンパーだけ着て、靴だけ履きかえていただければ立派な姿だったのですけれども、市長が背広を着てこられた。これは、私は防災訓練に来る姿ではないと思っています。これだけは、今後市長にやっぱり、主催者と同以上の、市長ですから、価値があるわけですから、ぜひそのことだけ苦言を呈して、次の質問に、本題に入ります。

まず、浜田市政10年を振り返ってということで通告をしました。

いろんな、何回か話をしながら答弁書をいただきました。その中でいろいろ書いたのをいただいたのですが、これでいいのかなというような答弁書をいただいています。中をちょっと見ますと、これが本当の答弁かなというような、なかなか難しいので、毎年毎年することが何かわからないながらやっているのかな。毎年そこに行政から届いた答弁書があると思いますが、市長よりもその答弁書の中身を、あなた方は当然きょうの一般質問の打ち合わせをするはずです。はっきり申し上げて、議会は、議員は質問に立つについて何日も何日もかけていろんな資料を収集しながらこの質問に立つのです。恐らくあなた方は、きょう4人の質問者がいます、この4人の質問者に対して何時間かけてどういう答弁をしたらいいのかな、この議員がどういう趣旨で質問するのかなという、打ち合わせが何か知りませんが、やっているはずですが、私に言わせればほんの一、二時間かなと思っています。それではなかなかいい答弁はできない。

それで、きょうは、市長、ちょっとこっち、上を向いてください。私はこういうふうに思っています。私の質問、それから答弁について、言葉遊びをしようと思いません。いいですか。ですから、私も真剣に質問していきます。当局のほうもわかるように、「検討」「現在進行中」、こういう答弁ではなくて、できたもの、できないもの、どうしてこうならなかったのか、そのことを適確に答弁をしてください。

そして、この10年を振り返って、中身はずさんで、私が今言っても恥ずかしいのです。わかっているのです。では、どちらの副市長でも結構です、市長ではなくて。私にいただいた答弁書で、私がこれ、答弁して、あなた方は恥ずかしく思いませんか。どうなのですか。教えてください。

○副市長（友永哲男君） お答えいたします。

確かに私ども、聞き取りをし、また私ども、部長会を開いて話をしております。個々につきまして、まだまだ不十分なところがあったかというふうには考えております。

- 23番（河野数則・君） このことについては、今12月ですから、3月までまだ3カ月間ありますから、これは次回の3月にもう1回改めてさせていただきます。そうでないと、今の答弁の中身では質疑ができません。これは来年3月まで延ばします。

それでは、今回、私がこの問題を取り上げたのは、本当に亀川のことを考えていただいてありがたいな、それは感謝でいっぱいです。そして、この議会の中でもいろんな角度からこの亀川まちづくりについては質問をしてみいました。その反面、私は今の行政が縦割り行政、どうしてこんなに縦割り行政になるのですか、なぜ横の連絡がとれないのですか、各課でどうして考えが違うのですか、物事をするときになぜこの行政が一体化しないのですかと、この縦割り行政については何度も質問をしてみいました。その都度いろんな答えがありましたけれども、今回のこの亀川のまちづくり、感謝しながら、反面、この縦割り行政最たるものと思っています。なぜならば、いいですか、今回のまちづくりは、都市政策課長から答弁がここにありますけれども、補助事業の関係で以前のまちづくり交付金事業から、今、都市再生整備計画事業か何かに名称が変わっていますね。その中で教育委員会にも該当しない、消防にも該当しない、水道局にも該当しない。そういうことで都市政策課だけが、その補助金に該当するものを取り上げてまちづくりを進めてきましたと、こう部長と課長が言うのです。それでは、まちづくりの原点は何かと問いたいのです。まちづくりとは、教育委員会も水道も消防も、行政、市長部局も行政が一体、そして地域住民が一体でなければまちづくりはできません。

今回はこれを見ますと、亀川のまちづくりの中に以前から問題になっていました消防の出張所が古い、老朽化している、手狭。亀川出張所が、これも同じ館の中ですから、築40年以上たっています。これは市長、耐震もできません、老朽化して。建てかえ、改築以外にないのです。そのものが、このまちづくりに入っていないのです。なぜ入っていないのですか。あのまちづくりの面積内に入っているのですよ、それが入っていない。私が初めて指摘して、内部協議はあったと。ただこんな言い方をするのは、亀川まちづくりの、ここにいろいろできています。この中に市長、大変詳しい絵があるのです。面積は幾らです、それから、その箇所は、ここはちょっと見えないと思いますから、する場所はこうなのです。全部細かく明示してあるのです。このまちづくりの面積の中に亀川出張所と消防出張所も入っているではないですか。

そして、おかしなことに、私は何度も申し上げました。亀陽泉の建てかえ結構、いいのですよ。その前に何かすることはないので、問題点がありますよ。市長、何かわかりますか。本来、亀陽泉という温泉は市有区営温泉なのです。ということは、地元が建てかえ、改修をするべきで、行政が当たれない。そのことは、しかし、現状を見ますと、あれだけ大きな館、そうでしょう、そして、あれだけの入浴客。これは、私は、市有温泉でいいのではないですか、現状を見てちゃんと判断しなければいけませんよ。先代の、前の前の温泉課長さんに何回も申し上げてきた。何でそのまま放置するのですか。あの老朽化した2階が落ちたらどうなるのですか。100万円か200万円ずつ、少ないお金の中で何回も何回も改修して今はもっているのですね。やっと今回、この亀川のまちづくりの中で亀陽泉が出ました。しかし、これをなぜ先に手をつけなければならないかという、市有区営温泉を当初から行政も考えがあったのです。最初は市長、こうなのですよ。市有区営温泉亀陽泉は、5年サイクルで長期貸し付けをしていました。この3年間は建物が老朽化しましたから、いずれ市有にしなければいかんということで、今は1年です。1年で、もう長期貸し付けをやめて市有温泉にするような話になってきた。何も手を当たらない。当たらんまま建てかえますよと、ここに書いています。条例改正もしなくてはいけない。私は、

建てかえでありがたい。しかし、することを先にしないで、仕事だけしますよ、しますよ。では、これは条例改正はどうするのですか。そうでしょう。当然市有温泉にすると、今度は指定管理に出さなければならない。そこら辺の問題を含めて、それで亀陽泉が、いいですか、あの建物がこのまちづくりの中に入って、どうして出張所と消防署が入らないのですか。おかしい話なのです。

なぜ私がそう言うかといいますと、今、消防長には何回か聞きました。前の消防長にも聞きました。手狭なのです。今の消防の出張所では機能を果たせない。亀川のまちも随分高層ビルができてきました。現状では足りない。やっぱり増車する必要がある。人員をふやす必要もある。訓練塔も建てる必要がある。あの場所から消防は移転できない。では、あの場所を消防にして、出張所がどこかに移転するのかなという話が、水面下であったのではないですか。では、なぜ、亀陽泉を建てかえるのなら、この亀陽泉の中の一部に出張所を取り込みますよ、どうして内部協議ができないのですか。ただ温泉だけ建てかえますよ、出張所は知りません。後で私が言えば、「はい、そのことは今後検討します」と言うのです。今後検討するなら、こんな絵はできないのですよ、今、私が見せましたけれども。予算をとるのに、いいですか、国から予算をいただくのに、スケジュール表も全部出ています。平成25年から着手して平成30年に工事は終わります、中身はこうです、こういうものをつくるのですよと、全部あるのです。では、後から、後づけでこの建物は変更する、面積は変わる。どこに建てるかわからない。今の亀陽泉だって、横に建っているのを縦にするというのです。これは一部民有地を買収します。そこら辺も明確になっていなくて、絵だけが、先走りして、住民説明があつて、変更したとします。また住民説明をやり直さなければいけないことになる。なぜ私がそう言うかということ、市長、これは重大な問題がある。山田関の江線を亀川小学校の横に新設しますと書いているのです。全く道路がないところに道路をつくるのです。

それから、三ヶ尻議員の自宅の前が亀陽泉、あの前の道路を広げます。今の倍ぐらいになります。線路も広がります。しかし、あれを通っていけば、奥はまた昔の袋小路。車が1台くれば離合できません。

それから、今申し上げた亀川小学校のプールのすぐ西側に山田関の江線、幅員18メートルの道路ができるのです。いいですか、道路を新設したり、道路を拡幅すると、建物を新しく建てる。これは町並みが変わるのです。ではないのですか。町並みが変わるのです。町並みが変わるといことは、車の流れが変わる、人の流れが変わる。では、亀川小学校の子どもの通学路は、教育委員会に相談しなくていいのですか。道路をつくれば、拡幅すれば、小学校のすぐ横ですよ、プールのすぐ西側です。そこに18メートル道路ができて、子どもの通学路も何にも予定していない。この中に人の歩くことは何にも書いていないのです、道路をつくることだけ。これで市長が標榜される「住んでよし」、このことができるのですか、まちづくり。

私は、何回も教育長にも入る前に聞きました、水道企業管理者にも消防長にも、このまちづくりの会議に参画したことがありますか。ありません。ないのです。なくて、なぜ担当部署だけでこれができるのですか。教えてください。

○都市政策課長（坂東良昭君） お答えいたします。

この亀川のまちづくりを計画する上で、まず亀川地区で計画しているもの、これから計画しなければならないものについては、全課に問い合わせをしております。そのうち回答のあった分につきまして、聞き取り調査を行い、まちづくりに寄与するもの、今後5年で可能なものについて検討し、さらには担当課と詳細な事業内容の打ち合わせを行い、まちづくり協議会、ワークショップでの御意見を参考に整備計画を策定しているところでございます。

また、これは今後、個別事業の実施に向けてまだ協議会並びにまちづくり協議会やワークショップなどの担当部署の参加により、住民の方の意見を聞きながら協働にて事業を進めていきたいと考えております。

- 23番(河野数則・君) 何かあなた方、私がさっき言いました言葉をしません。答弁になっていない。なぜかという、いいですか、では、こんなことを言うと悪いけれども、ワークショップを何回したのですか。市長、今から言いましょうか。ここにある。第1回目平成22年7月8日、参加人数24人、第2回、平成24年8月19日、参加人員17人。その後が12人、その後が溝部学園の6人、これだけです。亀川の住民は何人いるとおるのですか、あの周辺が。24人、17人、12人、溝部学園の生徒さんが6人。これでワークショップしたと言われるのですか。どこの意見を聞いておるのですか。地域住民の意見は反映されていないではないですか。なぜ私がこう言うかという、いろんな部署との対応がおくれているからこうなるのです。独断でやっているだけではないですか。

今申し上げた、では、なぜ教育委員会、いいですか、なぜ私が教育委員会、今の通学路の問題もあります。例えば、あの周辺には下水も入っています。消防の消火栓も入っています。いろんなものが入っている、あの狭い道路に。では、今度18メートルの大きな道路が入れば、そこに水道も事前に入れかえる必要が出てくる、そうでしょう。例えば狭い道路なら全部工事して、全部全面通行になります。18メートル道路をつければ片道、工事があっても片道は通行できる。その中に消防の消火栓も水道の本管もガスの本管も全部入れるのです。そういうものをどうして協議しないのですか。

それともう1つ。あなた方が言うのは、今度亀川駅に東口と同じような西口をつくる。それは結構です。ただ、今、亀川駅の利用者が、市長、おかげであの自由通路ができました、おかげで。そしたら、今、西口のほうが7割、東口が3割。人数を教えてください。利用する人数を教えてください。

(答弁する者なし)

- 23番(河野数則・君) 全く調査していないのです。私は先般、当局を通じてJR側に調査しました。「人数は数えていません。ただ漠然と見た数で西口のほうが多いですよ、約7割ですかね。東3割です」、この答えだけです。それをもとにこんなことを書いている。西口から7割、東口から3割。それでバスターミナルをつくるのですね。それでどんな説明ができるのかな。これ、やっぱりバスターミナルはこんなものです、立派なもの。あの東口と同じものができる。亀川の今、東口と同じものができる。西口にもバスターミナルができて、ロータリーができて、では、利用人数が何人ありますから、こういうものをつくるのですよという根拠がないではないですか。こういうものをつくる時に、根拠立てが要るのです。

では、今、亀川の西口を利用している人は、市長、あの裏に住む住民だけです、住民の方だけ。例えば、それなら鉄輪からバスに乗ってきて、便利がいいから、鉄輪の方面からこっちに来て、別府駅に行かなくて鉄輪へ西口から乗りましょうかということはないのです。国立団地と医療センターと主に溝部学園と野田、内籠、この周辺、浜田、古市、この裏に住んでいる方々と、今言います医療センターと溝部学園と太陽の家、この皆さん方が利用するのが7割という意味です。その人数すら把握していない。部長、そうでしょう。課長はいい、部長。

- 建設部長(糸永好弘君) 今、手元に資料はありませんので、詳しいことはちょっとわかりません。

- 23番(河野数則・君) いや、資料はない、ないのだ。調べてもわからない。私が調べてわからないのに、あなたたちがわかるはずがない。JRが調べていないと言っておる。あなた方が1回1回カウントしたわけではないのです。JRが調べて初めてあの乗降客がわ

かるのです。ですから、そんなずさんな絵ばかり描いて、やります、やりますと、それは大変遺憾なことです。そうでしょう。

それと、今言いました亀陽泉の問題。温泉課長、答えてください。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

亀陽泉会館につきましては、別府市営亀陽泉会館の設置及び管理に関する条例で定められている温泉となっております。会館の運営につきましては、亀川中央町2区自治会にお貸しする形で運営をお願いしておりました。今回の計画の協議の中で、現状どおりの運営とするのか、また通常の市営温泉としての運営にするのかなどを、今後の協議の中で話し合っていきたいと考えております。

○23番（河野数則君） 教育長、先ほどあなたには質問通告しました。大体話はわかりましたね。いつごろどうするのか、その問題の考えがあれば、なぜこの事業に参加できなかったのか、ちょっと答えてください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

児童・生徒の安全確保の件でございますので、今後、十分関係課と協議をさせていただきたいと思っております。この件につきましては、私たちが積極的に働きかけをすべきだった、そういうふうには思っております。

○23番（河野数則君） 消防長、消防長に通告していますね。あの建てかえについてお答えいただけますか。そのとおりで結構ですと、お答えください。

○消防長（渡邊正信君） お答えをさせていただきます。

消防署亀川出張所につきましては、御案内のように昭和47年4月に市民課の……（発言する者あり）それはいいですか。そういうことで老朽化、それから耐震性の問題もございまして、早期に建てかえが必要であると考えております。

今回、議員さんの御提言によりましてこの案が、いい方向に向かえば必ずや消防力の向上につながると思っております。

○23番（河野数則君） 市長、今、教育長からも消防長からもそういう答えがありました。これは内部協議が出ているはずですが、出張所の建てかえ、消防出張所の建てかえ、今のところで結構ですけれども、もうちょっと訓練塔を含めて、ある議員からありました、建てかえせよと。財源がありません。財源措置がないことを私は言いません。ですから、今、この亀川まちづくりの中で財源を生み出していただいて、出張所を亀陽泉の一部に、なぜ私が言いますかということ、私は亀川で生まれて、いまだに亀川に住んでいますから、亀川の形態は私と三ヶ尻議員が一番わかっているはずですが、それと、あの出張所を利用している人は、ほとんど高齢者と障がい者の方ばかりなのです。はっきりと言いません、ほとんどそうなのです。ということは、人間は踏切を越えて、いいですか、道路を越えて、国道・県道を越えて行くよりも、何も……楽しんで行けるところが一番いいのです。せっかくあの亀川のまちの真ん中に亀陽泉を建てかえます。そこになぜ出張所を取り込む発想が湧かないのかな。市民課の担当、答えてください。

○市民課長（中山啓君） お答えいたします。

亀川出張所は、昭和34年に建設の庁舎でありまして、建設後長い年数が過ぎまして、老朽化しております。議員さんのおっしゃるとおり、訪れる市民の方々や勤務する職員の安全性を考えれば建てかえる必要があると考えております。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

縦割り行政ということで、河野議員のほうから御指摘をいただいております。少しタイムスケジュール的なずれが、私どもと河野議員の間にはあるのだろうと思っております。私どもは、この平成25年から平成29年の都市再生整備事業に、昨年この計画が立ち上がったときにいち早く手を挙げまして、駅前の方に1つの市有地がございまして、そこに何らか

の施設を建設したらどうかというお話がありましたので、そこに亀川出張所もいいのではないかということで手を挙げました。すみません、亀陽泉という話は全く、計画は頭の中になくて、今回、議員さんのいろいろ御質問を受ける中で1つのいい案だなということで考えています。ただ、私どもの生活環境部としては、現在あの亀陽泉がどういう形になるのかというのが、まだ建設部と詰めておりませんので、こういうものをちょっと詰めさせていただく時間的なものをいただけないかなという思いでございます。

- 23番（河野数則・君） だから、部長、何回言うのですか。これは内部協議ができていないからそうなるのですと最初に申し上げた。そうでしょう。内部協議さえうまくいってあげば、そんなことにならないのです。あなたは簡単に言いますけれども、亀川の駅、だれが決めたのですか、そんな。どうして今あるところより遠くなって行けるのですか。今申し上げたではないですか。出張所を利用されている方は、おおむね高齢者か障がい者の方。ということは、では、あそこまで歩いていかなければならない。これは市民の反発を買いますよ。やはりなるべく利便性がいいところ、歩いて行けるところ。例えば、高齢者の方がお風呂に入って、あれは地区のお風呂と一緒に、観光客も入ります、たくさんの方が入る。お風呂に入って、帰りにちょっと出張所で何か手続をしようかな、一番便利なことではないですか。それをわざわざ亀川駅に何にも絵がないものを、今、絵はないのですよ。絵がないものをつけましょう。内部協議がおくれたのではないのです。これを、いいですか、亀川地区まちづくり事業をするときに都市再生整備計画事業、この案ができる前に、これは半年か1年でできたのではないのです。亀川の東口をつくった後に西口周辺をやりますよというのが、もう計画にあった。あなたが言う1年前ではないのです。では、そのときに各部署がこれに、話に参加しておけば何もならなかったのではないのですか。あなたは縦割り行政を否定するのです。ありませんという言い方をしておる。縦割り行政そのものではないですか。何にも参加してなくて、そうでしょう。そんな言い方をすると、私は、言葉遊びするなとなる。こっちは言えば違うことを言う。詰めたと言えなくなる。そんなものではありません。何でこんな立派なものできておるのですか。そうでしょう。そのことを申し上げているのに、何かどうも協議が1年前に発生しておくれた、そんな問題を言っているのではないのです。

そして、消防出張所がなぜあそこから移転できないか、市長。これ、朝晩サイレンを鳴らしたり訓練があるのです、点呼があったり。では、よその場所に行くと、消防長、いろんな問題が起こりますね、そうですね。今の消防出張所がある場所は、サイレンが鳴ろうと何が起ころうと、これは消防とみんなが認めているのです。この場所はまだ譲れない。ですから、私が先ほどから申し上げているように、消防はあそこに出張所等を含めてとっていただければ、小さな訓練塔もできる、余裕もできる。出張所を移転したらどうですか。なぜ部長、そんなふうにしますと言わんのですか。言いわけしなさんな。

- 生活環境部長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

当然私ども、市民課の出張所につきましては、移転の方向性で今、検討に入っております。この移転先については、私ども、まだ案は全くないに等しいものでございまして、地域の皆様方と御協議の上、一番最適な利便性の高いところに移転をしたいということで、今、内部で協議をさせていただいている段階でございます。

- 23番（河野数則・君） いや、そうっておけばよかった。さっき言われたのと全然違うではないですか。1年前にそういうものを立ち上げたことを知らなかったという言い方をした。そうでしょう。このことが、この亀川まちづくりでわからなかったから、駅前にそういうのができて、駅前に行けばいいなと考えていましたよ。ということは、この中身を全然知らなかったということです。そうでしょう。ですから、私が言うように、最初から原点が違うのではないですかと、最初からおことわりしました。亀川まちづくりについて

は大変感謝しています。しかし、もうちょっと説明する必要があるのではないですかということなのです。もうちょっとではありません、もう大変な説明不足。ひとり勝手にひとり歩き。

何回も言うように、通学路の問題も整理していない。道路ができる、建物が建つ、まちが変わる、車の流れが変わる、人の流れが変わる。ただそれだけすればいいのだ。道路が、入り口が広がる、出口が広がる。中は袋小路。では、どうするのですかとお尋ねしたら、後でいい返事をもらっています。何か亀川で通称「蕩耶泉」と言いますけれども、あの部分に離合所をつけるとか、道路を計画的に広げるとか、そんなことはこの中には全くないのです。私が質問しますよと申し上げたら、通告したら、狭いところを広げたり、離合所をつくと今度は言い出した。これは言うごと、私に言わせたら、まちづくりで指摘された後づけです。どこかの党として、後づけじゃんけんだめ。じゃんけんは最初からちゃんとしなければいかん。そうでしょう。

そういうことを申し上げて、余り時間がありません。5分ですから、もうこれで終わりますけれども、先ほど申し上げました市長の政治姿勢について、10年を振り返っては、御回答は不満です。3月にもう1回させていただくことを皆さん方に申し上げて、これで終わります。ありがとうございました。

何か答弁があれば、よろしく願います。

○市長(浜田 博君) 終わった後に申しわけありません。ちょっと時間がありますので、きょうは、温かい御指摘をいただいた点について、おわびも申し上げたいと思います。

まずは、最初の中村市政時代の花いっぱい運動、本当に私の認識が足りなくてこういう状況になっていることを、本当におわびを申し上げたいと思います。

先日、鉄輪地獄地帯公園、さらには横断道路沿いの花壇設置、本当に緑化協会の皆さんを初めボランティアの皆さん、本当にありがたく思っております。この理念、基本理念にありますように、1年中やっぱり花がいっぱい咲くような、そういうまちづくりにしっかり心がけていきたいと思っておりますので、これからは緑化協会の皆さんと相談しながら、1年中そういった花がきれいな観光地になるように計画を含めて考えていきたい、こう思っています。

それから、2点目の防災訓練の服装の件、本当におわびします。前後の公務があったとはいえ、本当に着がえるぐらいの時間はあったのではないかなと、私自身が反省をいたしておりますので、この点は心からおわびを申し上げたいと思います。防災訓練に対する思いは、変わっておりません。あのときの1,600人以上集まった中、そして、学生のボランティアの皆さんの朝5時からの炊き出し等々、本当に感激するような状況をしっかりお話を聞きました。これから町がしっかりとまって安全・安心のまちづくり、ともに頑張っていかなければいけないという思いは同じでございますので、その点はおわびをしておきたいと思っております。

それから、亀川のまちづくりの問題、この点もまだ3分ありますが、ちょっと私の思いを言わせてください。

亀川地区のまちづくりにつきましては、数年前の忘年会のときでしたか、私は、鉄輪のまちづくりが終わった次は亀川だという思いを皆さんの前で御披露させていただきました。いよいよ、おかげで来年度からは都市再生整備計画事業によりまして、これも地元主導によるまちづくりがスタートしたと思っております。

また、先ほど御指摘のあった市民課の出張所の移転の問題、さらには消防署の改築の問題、これはもう早くから私の方針として消防署は現在地で改築しようよと、消防長ともずっとお話をしてまいりました。これも早急にやりましょうと。

それから、移転も永井部長を中心に関連の皆さんと早く協議をなささい、そして、歩い



て行ける場所に、道路を渡らなくていい場所にどこか移転するところはないのですか、この思いをずっと伝えてまいりました。すでにもう関係課同士で協議はずっと進めております。しかし、内部協議は教育委員会なり消防署を含めた中での十分な協議ができなかった、不足、これは反省いたしております。お互いに早急に連携をとりながらこのまちづくり、しっかりと連携をとった中で進めていくということはぜひ頑張っていきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(議長交代、議長・松川峰生君、議長席に着く)

○4番(野上泰生君) きょうは、まず農業の取り組みに関して質問をいたします。

別府市は、町中は商業地や住宅地です、ほとんど。周辺部に集落が点在していて、美しい棚田であったり、里山の景観が残るところで農業が営まれている。御多分に漏れず、やはりそこは高齢化が進み、その地域を持続的にしていくようなことにかなり御苦労されていると思っております、そういう意味では農業を支援していく。もっと具体的に言うと、新規の就農者をふやして地域に活力を与えていくということは、大変重要なことだというふうに思います。

最近、「地消地産」ということを言っている自治体が、徐々にふえてきています。「地産地消」と言うのは多いわけですが、今回は「地消地産」です。「地産地消」というのは、やはり地域でできたものは、できるだけ地域で消費しましょうという運動です。そういう意味では生産ありきで消費を開拓していこう、そういった運動ですが、「地消地産」というのは、ちょっとそれとは考え方が違っていて、地域で消費されるものをある程度確定させた上で、それを農家の方々につくっていただくという、そういった運動です。例えば、夏はトマトをこれぐらいの量を消費します、これぐらいの価格で買い取りますから、どうぞ農家の方々をつくってください。こういうことがはっきりしていると、実は農家の方は、今までつくってなくても作付をして安定的な収入が得られるわけです。別府の場合は、農業はどちらかと言うと少ないですし、やはり消費が多い。そういう形でいくと、この「地消地産」的な活動をするのに適した地域だと考えています。

行政ですが、学校給食というものを持っています。これは、給食が提供されるときは1日1万食ぐらいの給食が実際に調理され、提供していくわけですが、これはうまく組み合わせれば、しっかり「地消地産」の考え方で別府市の農業、農家の方々が計画的に多様な作物をつくりながら収入を上げていく。ひいては、それが新規就農者の支援につながるのではないかとこのように考えて質問をしていきます。

まず最初に、現状の新規就農者、実績、別府市においてどのようになっているか、教えてください。

○農林水産課長(安部恵喜君) お答えをいたします。

別府市の農家は、議員さんがおっしゃるとおり大変高齢化が進んでおります。まず、新規の就農者ということではありますが、新規就農者としての捉え方があります。これは、専業または第1種兼業農家として農業を主な仕事としている方であり、ほかの仕事しながら農業を手伝っている第2種兼業農家としての就農者自体は、把握はできていません。専業としての新規就農者を過去5年間で申しますと、平成19年度が2名、それから平成20年度が2名、それから平成21年度が1名、平成22年度が1人、それから平成23年度、昨年はゼロでありました。そして今年度平成24年度が2人就農予定ということになっております。平成15年度から10年間で11名の新規就農者がありました。

○4番(野上泰生君) 10年間で11名ですから、恐らく高齢化が進む中でこの11名という数は、多分少ないのだと思います。もっと、やはりふやす必要があると思います。

では、先ほど言いたいいわゆる地消地産的な取り組みを別府市の中で展開した事例という

ものがあれば教えてください。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

別府市では、平成22年10月より別府産の米を公立小・中学校で使うこととなりまして、年間90トンの米が使われております。この数量につきましては、別府市内で農協が集荷する米の約6割となっております。また、残りの米も「おいしい別府米」などといたしまして販売しておりまして、そのほとんどが別府市内で消費されておるところであります。

野菜等につきましては、農協の直販所で販売されているほかは、市場を通じて販売されていますが、地元で消費する農産物を地元で生産するほどの取り組みはなされていないのが現状であります。

○4番（野上泰生君） 90トンのお米を給食でしっかりと買う。それで一定の金額もたしか事前に決めて、しかも支払いも後ではなく、きちっとキャッシュでお支払いする。そういう体制をつくることで実は別府のお米というものがしっかりと流通できるようになって、ほとんど全てが市内で食べられている。これはすばらしいことで、まさに「地消地産」的な成功事例。この基金をつくって、それぞれリスクを分担しながらという説明も受けました。

では、ほかの農作物でそういうことができないのか。もしできないとしたら、どういった課題があるのか、そういうことをお聞かせください。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

別府市におきます農地は、棚田形状のため大規模な農業経営を行っている農家はありません。米以外で、年間を通じて安定して供給できる農作物がほとんどない状況であります。ホテルや飲食店につきましては、年間を通じて農作物を求められますが、生産者がほとんどいないという状況であります。そうした中でも「べっぴんねぎ」、それからミニトマトなどの一部野菜で安定して供給できるものもありますので、価格や流通経路等の問題点について検討いたしまして、今後、できれば学校給食等での利用を推進していきたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） 別府の農地の場合は、棚田等でなかなか広い土地がなく、ビニールハウスを建てて大規模に展開していくことができない。したがって、需要に対して柔軟に対応できるような供給力が今はないという話です。

一方で、では、ちょっとお伺いしたいのですが、給食のほうです。給食のほうで学校給食の食材として現在、別府産の野菜というのはどれぐらい活用しているのか、現状を教えてください。もし、こういった「地消地産」的なことを導入するとしたら、こういった計画、展開についてもあわせてお聞かせください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

野菜についてでございますが、昨年度の年間消費量の実績を申しますと、小学校の単独調理場では、ニンジン約13トン、タマネギ21トン、ネギ1,600キログラム、トマト600キログラムと、相当量を消費いたしました。ほかにも大根、ゴボウ、芋、白菜等を購入いたしました。中心はいずれも県内産の野菜ということで納入をいたしてありまして、別府産の野菜の流通供給量的な把握が確実ではない中、別府産の野菜を注文という、別府産の産地を特定しての注文は、多くはございません。

ちなみに、全食材を県内産とする——11月に実施をいたしましたけれども——「学校給食1日まるごと大分県」を例に申しますと、別府産の食材として、これは野菜以外も含まれますが、ネギ、大根、コンニャク、ニンジン、もやし、ちりめん、かまぼこ、塩昆布、ザボン漬、サツマイモ、みそ、厚揚げ、油揚げ、豆腐、温泉卵等を数校で調達をいたしております。

先ほど、100%お米は別府米ということでございましたように、議員御指摘の「地消地産」を推奨するという御意見のもと、今後、関係課と連携をいたしまして、地元の産物を学校給食の食材として、活用は積極的に考えていこうかと考えております。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。今の答弁であったように、比較的學校給食サイドは、消費量というものは適確につかんでいるわけです。しかも、もっと計画的にこういう指示をすると、かなりはっきりした形でどういった食材がどれぐらいの時期に要るぞ、もしくは——もしくはですよ——旬の時期にやはり旬の野菜をたくさん子どもたちに食べてもらうということでもふやしていく、計画的に。そういうメニューをつくっていくことは十分可能だと思います。

先ほどあった答弁の中でやはり流通の問題であったり、価格競争力の話で若干県内産と別府産で負ける場合もあって、そのときは県内産が買われる、そういった話ですが、私は、実はやっぱり地元のお金は地元で回るべきだと思います。したがって、多少高くても別府の農家から給食は買えば、当然ながら農家の方にお金が渡るわけですから、観光とかいろんな形でまた別府にお金が回ると思うのです。したがって、學校給食からでいいと思うのですが、まずは計画的にどれぐらいの、まあ、少しからでいいと思います、本当にネギとミニトマトからでもいいと思うのです。その部分に関してはある程度価格を設定して、量等を明確に出して、農協の方や流通業者の方と話をし、これぐらいの時期にこれぐらい買うから、どうぞ作付してくださいという話をすれば、農家の方だって安心してつくれるわけだし、それが少しでも収入になるし、ひいては、そういうことをする新規就農者にとっては、最初の安定的な収入源にもなるわけですから、そういう仕組みをぜひともつくっていただいて、別府の周辺の集落を守るという活動をしていただきたいと思います。

次……（「教育委員会から答弁を……」と呼ぶ者あり）では、學校給食、いかがでしょうか。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

栄養士会あるいは調理員部会等を活用しながら、計画的にそういう方向で、ふるさととはふるさとで守っていくというような方向がいいかと思っていますので、検討したいと思います。

- 4番（野上泰生君） 我が自民党議員団には、農業に強い議員もいますので、ぜひとも一緒に協調しながらやっていただきたいというふうに考えています。

次は、行財政改革についてお伺いします。

これまで、いろいろ議会で、職員の人件費の問題等を質問してきました。これは、どちらかと言うと量的な改革です。人件費を年間通じて何億円削減しますとか、そういった話です。ただ現在、事業評価であったり、公共施設のマネジメントであったり、先ほど堀本議員も質問した人事の評価制度、こういった新しい取り組みが、このところ起きてるように感じます。これは、どちらかと言うと量的なものではなくて、恐らく質的なものです。事業が少しでもいい事業になるように事業評価の仕組みを整備してやっていくとか、公共施設に関しては、恐らくしっかりとまとめてきちっと比較できるような白書をつくって、それでその活用を考えたり統廃合最適化を考えていく取り組みであったり、もしくは職員の育成、人材育成、質そのものを高めて生産性、効率性を高めていく。そういった質的な行財政改革がまさに今始まっている。もちろん過去もやってきたのでしようけれども、新しい動きが今起きているというふうなことを感じていますので、そのことに関してまとめて今回、現状の確認と幾つかお願いをしていきたいと思っています。

まず事業評価ですが、本年度51事業を対象に行政評価を実施しました。それはホームページにも出ていますし、結果も見えています。次年度の予算に、ではそれがどのように実際反映されていくのかお聞かせください。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

行政評価の実施目的の1つには、政策の質の向上というものがあります。平成24年度におきましては、教育委員会、消防本部を含む25課51事業について行政評価を実施いたしました。評価結果は、今、議員からお話があったとおりホームページで公表しておりますけれども、その内訳は、拡大・重点化が2事業、現状維持が16事業、それから改善または廃止・縮小となったものは33事業で、全体の約65%でした。何らかの見直しが必要とされた事業につきましては、事業担当課において今後の対応方針を検討し、具体的な取り組みを次年度以降の予算に反映させます。解決すべき課題等があつて予算に反映できない場合は、その理由を事業担当課が明示しなければなりません。そして、最終的にその見直しについては、来年3月末を目途に公表する予定にしております。

○4番(野上泰生君) 51の中で改善または縮小が33です。拡大というのでも2あると思います。これら、よく国で事業仕分けというものが行われて、いろいろと派手なパフォーマンスを行われるわけですが、ふたをあけてみると名前が変わっただけで、同じことが行われているということがあつたわけです。それではやっぱりいけないわけで、この行政事業評価というのは、やはり評価して終わりではなく、しっかりと評価結果に基づいた具体的な改善措置を講じる必要がある。そういったことに対して市の対応はどのようにしようかと考えられているか、教えてください。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

行政評価は、予算削減ありきではなく、例えば同じ予算を投入しても成果が上がるように事業の手法を見直すことも、また改善だというふうに考えております。いずれにしても改善により見込まれる効果や市民への影響等を踏まえて、行政が主体的かつ継続的に取り組むことが重要だと思います。

評価結果に対する取り組みの進捗状況等は、事業担当課が調査票を作成し、予算要求時に政策推進課でヒアリングをします。次年度に反映できない事業等については、継続的に進捗管理を行っていきたいと考えております。

○4番(野上泰生君) 私も実は、決算特別委員会に参加しまして、そのときの質疑でこの51事業の調査票というものを参考にさせていただきました。今回すばらしいと思っているのが、実は平成19年から平成20年、平成21年でも行政評価をしまして、それもホームページで公開されているわけですが、中身の詳しい情報は一切出ていません。今回は、実はホームページを見るとわかるのですが、全て調査票を含めて開示されています。これだけ市民に対して広く開示している行政評価が始まったということは大変いいことだというふうに思っていますので、これはぜひとも成功させてほしい。ただ評価するだけではないですから、ちゃんとそれが対応されている。改善もしくは縮小となったものは、しっかり改善・縮小されるべきであるわけですが、一方でされない場合もなぜされなかったのか、なぜ今のままだったかというふうな説明責任をしっかりと負うというふうに考えています。それに関しては、私も今後の議会の活動の中で常にチェックを続けていきたいと思ひますし、今度、予算の特別委員会もできますから、そのあたりを含めてしっかり見ていきたいと思ひます。

先ほど調査票ですか、評価シートが開示されているというふうに言いましたが、実は若干不満というか、おかしいなと思ひている部分がありまして、市の調査票ではいわゆる活動指標というのですか、実際にこの事業を通じてどういうことが行われてきたかという数字は、結構しっかり出るわけです。ただ、本来その事業をして何を求めるかという成果指標、その結果どうなったか。その辺が実は出ていない事業が結構多くて、では、結局やったのはわかるけれども、最後はどうなったのというところが全然見えないのです。例えば高齢者福祉課ですか、二次予防の事業をしていますが、二次予防というのは、いわゆる要介護になりそうな方を対象にいろんな教室をしたりして運動をするとか、日常的な生活を

改善して、できるだけ要介護、要支援にならないようにするのが二次予防事業です。その調査票を見ると、確かに二次予防事業が何回行われて何人が参加したというのは出ます。それはいいのです。それはいわゆる活動指標です。ただ、本来はその結果、その参加した人たちがその後、では、どういうふうに行動が変わって、実際に要介護になりませんでした、もしくはこれだけになりましたけれども、それは普通やらない人と比較してはどうですか、もしくはそれによって要介護の認定率が市としてどこまで下がりましたとか、それは県の中で何番目ですとか、そういった本来しっかりとした成果となるべき指標が、調査票に入っていないのです。そうすると、では、ただ参加していればいいのという話になるので、しかも、それは何のためにやっているか、そういったことが、やっぱり現場の担当の部署でしっかりと認識されて共有されているのかなというふうに感じるわけです。この分、やはりいわゆる活動指標だけでなく、しっかりと成果指標まで含めた評価シートをつくっていくというふうなことに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

評価に当たっては、可能な限り成果指標、いわゆるアウトカムと言われておりますけれども、成果指標を設定するように事業担当課と協議しておりますけれども、正直、なかなか大変難しい面があります。何回実施したとか何人参加したなど、どうしても活動指標になりがちであります。本来であれば、今お話があったとおり健康寿命であるとか、例えば介護保険における二次予防でいけば、どういった形で要介護認定が減ったかということをやったり継続的に調査する必要があると思いますので、本市の行政評価は事務事業評価を基本にしておりますけれども、総合計画の施策体系とも整合性があるような成果指標の設定について鋭意検討して努めていきたいというふうに思います。

○4番（野上泰生君） そうですね、別に行政評価って、上から目線でだめ出しするものではなく、こういった議論を通じて現場の担当者も含めて何のためにこの事業をやっているのかとか、何を最終目標として頑張っているのか、もしくはどのような形で改善がなされているかというのを、はっきりとわかるようにしていくのが行政評価だと思いますので、したがって、しっかり行政評価、事業評価の仕組みができれば恐らく、何というのですか、トップが右へ行って右という形ではなくて、本当に現場の中で改善が日常的に行われていくような組織に変わるはずなのです。それが実は、私は日本のものづくりの強さも多分そこだと思うわけですが、そういうふうやっぱり現場の担当部署がみずから考え、常に改善をしていく、そういうふうな風土というか文化をつくっていくのが、まさにこの行政評価の一番重要な部分だと思います。ぜひとも、そういうふうになるように。そのためには、やはり成果指標をしっかり見ること、それから総合計画もしくは実施計画の中にしっかりとそれを位置づけていって、自分たちがやっている事業が総合計画の中のどこにあって、最終的にどういう成果を達成するためにやっているのだというのを、担当している職員さんを含めて全部しっかり理解した組織になるということが、この行政評価の一番の重要な部分だと多分思います。

今、内部評価の話を見せてもらいました。当然ながらここは議会ですから、議会もそこと並行して評価というか、チェックをどんどん入れていくと思います。一方で要は内部も議会もある意味行政サイド、人間、組織ですから、外部、全くの市民であったり、その道の専門家の人たちが評価をする外部評価というものもあるわけですが、こちらは導入する考えがありますか。あるとしたら、いつごろからというふうにご検討かお聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

本年度は、昨年度の試行に続き内部評価で実施しました。来年度は、本年度の検証結果をもとに外部評価の導入を検討する予定でありましたが、本年度の評価終了後に行った各

事業担当課へのアンケート調査で、対象事業の選定、あるいは事業コストの積算方法、それから、ただいま指摘があったとおり成果指標の設定など、改善すべき点がまだまだあるということがわかりました。市民への説明責任を果たすためには、行政評価の目的や意義を組織内に浸透させる必要もありますので、来年度も内部評価で実施したいと考えております。行政評価で一定の成果を上げた自治体がある一方で、行政評価自体が形骸化して事業担当課の負担感だけを増大させるというようなケースも指摘をされておりますので、単なるパフォーマンスにならないように、段階を踏んでしっかりと仕組みを構築していきたいと考えております。

- 4番（野上泰生君） そうですね、単なるパフォーマンスにせずに、本当にいい評価制度がしっかりできるということが大事だと思います。

これは本当に市長にお願いなのですが、この行政評価って、政策推進課の仕事ではないと僕は思うのです。これは全ての課がやる。それに対してやり方であったり考え方をしっかりと伝えていくのが政策推進課の役割であって、本来はこの行政評価、内部評価というのは、担当課がしっかりできていくのが当たり前なのです。したがって、政策推進課が笛吹けど担当課は踊らずという状況であれば、恐らく失敗すると思います。ですから、したがってリーダーとしてはしっかりと現場の課が協力しろ、もしくは自分たちの問題として優先的に取り組んでほしいということをちゃんと行っていただきたいと要望して、この行政評価に関しては終わります。

次は、公共施設のマネジメントです。

自治体が住民に対してサービスを提供する部分では、恐らく先ほど言った事業、事務事業の部分、これは予算が絡むわけです。プラス公共施設というハード、これがあると思うわけですが、これをいかに有効に使うかということが問題でありまして、昨今、各地で公共施設白書というものがつくられています。神奈川の秦野市の部分なんかは、とてもわかりやすく有名なものが出ていますが、これは今、別府でもつくっているようですが、その目的についてお聞かせください。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本市の公共施設につきましては、昭和40年代また50年代の高度成長期に建設されたものが多く、建設後30年以上が経過をして、近い将来、一斉に施設の更新また改修が必要になるものと考えております。また、少子高齢化の進展により市民の年齢構成が、建設時と大きく変化をしており、ライフスタイルの変化とともに、現在設置している公共施設のあり方を見直していくことも必要になってくるものと考えております。今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、必要性の高い公共施設を維持し、行政サービスの提供を継続していくために、必要となるコスト等の情報を明らかにした上で施設のマネジメントを進めていく必要があると考えており、そのための基礎資料とするために、今回、公共施設白書の作成事務を進めております。

- 4番（野上泰生君） では、このジャンル、公共施設、どんなジャンルの公共施設に対してこういった形の情報を整理していくのか、お聞かせください。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

白書の対象となる公共施設でございますが、市庁舎や市営住宅、福祉施設、教育施設といった市有建物のうち、おおむね100平米以上の168施設を対象としております。したがって道路、橋梁といったインフラ部分、また浄化センター等のプラントについては含んでおりません。また、記載する情報でございますが、施設の建設年度や面積などの施設の基本情報及び管理運営状況、利用状況、コストなどの運営に関する情報を掲載する予定であります。

- 4番（野上泰生君） いろいろな教育施設とか、そういったさまざまな施設の基本的な建

物の建築年数や状況、それからそれがどのように利用されているか、どれだけ多くの市民が利用しているかとか、もしくは維持管理するためにかかっているコスト、つまり効率的に経営されているかどうかというものが出る。秦野市の白書を見ると、それがやはりしっかりと比較されて、最適化ですから、はっきり言ってもう要らないものもあるし、こっちはもうちょっと拡充しなければいけないとか、これは比較的多く利用されているけれども、経過年数がたっているから、優先的にしっかりとメンテナンスを入れていこう。そういったことが、市民が見てははっきりわかるような形で表現されています。公共施設というのは、やはり統廃合であったり再配置というのが当然必要になるものだと思いますし、新しくするにしても、うちの地域から早くしてくれみたいな話に当然なると思うのですが、そういったものに対してやはり多くの市民がちゃんとわかる白書をこうやって整備することで真っ当な議論というのですか、それは誰が見てもこっちは先ですよみたいな、そういった合意が形成されていくといいなと思うので、本当にこれはわかりやすい白書、いろんな表とかグラフとか、結構上手に使ってわかりやすくなっています。そういうものを使ったわかりやすい白書を、市民の誰が見ても理解できる、そういったものをつくってほしいと思います。

では次、白書はいつごろできるか。それから、白書ができた後に実際どのような形で取り組みが進んでいくのかということをお聞かせください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

公共施設白書につきましては、市民の皆様公表することを前提として事務を進めておりますので、完成となる公表時期につきましては、平成25年5月ごろを予定しております。その後の取り組みにつきましては、現段階では大まかなスケジュールになりますが、平成25年度から白書をもとにした施設の分析及び評価を行い、平成26年度中には公共施設の見直し、中・長期の施設の修繕計画の策定に入っていけるのではないかと考えております。

○4番（野上泰生君） そうですね、来年の5月に完成して、来年度は評価分析、再来年度に計画を策定していくということで、これでかなりすっきりするのかなと思います。橋梁とか道路は、道路河川課に確認したら、橋梁は168カ所あって、こちらのほうのメンテナンスは、ほぼ計画はどういうふうかわかっているらしいですから、道路のほうは、余りにも莫大なのでまだはっきりとないという状況だそうです。こちらのほうも引き続き進んでいくと思いますので、議会の場において途中で確認も入れていきたいと思います。

次に、新しい人事制度についてお伺いします。

先ほど、堀本議員からありましたので、そちらのほうは、もうダブる部分はいいですから、新しい人事制度について、これまでの制度からどのような点が変わったのか。概要は、もう聞きました。採用に関しても聞きましたので、異動であったり昇任、降格、降任、研修、新しい評価、そういった部分に関してちょっとお聞かせください。

○職員課長（檜山隆士君） では、お答えいたします。

先ほど、堀本議員さんの質問の中で、今お話になった部分をお答えしておりますので、残りの項目についてお答えをさせていただきます。

まず2つ目の異動制度でございます。これまでの制度は、職員個人個人のキャリアプランを見据えたものにはなっていないことから、新たな制度は、職務経験年数に応じた異動制度にするとともに、職員の希望に応じた総合職、専任職の選択を可能にすることとしております。本人が選ぶところと、それに責任を持つところ、ここが大きな変更点になっております。

3つ目が、昇任、降任の制度でございます。これまでは経験年数に応じて昇任されており、同じ職階でも必ずしも同じ職責ではない場合がございます。そこで、新たな制度では、

昇任検定などを導入することにより、本来の職務・職責に応じた任用及び処遇を可能とさせようとするものでございます。また、希望により降任することを可能といたします。

4つ目は、研修制度です。研修の多くは、現在希望制であるため、組織全体の底上げにつながっていない面がございました。そこで、採用から退職まで経験年数や求められる職責に応じてステップアップできる新たな階層別研修を導入いたします。また、この受講を役職につくための昇任検定に活用するなどしていきたいと思っております。

5つ目は、新たな評価制度でございます。これまでの勤務評定は、職員へのフィードバックがなされていないため、人材育成につながっていないところがございます。また、客観的な評価基準が確立されていない部分もございました。そこで、上司が日ごろから部下の職務行動を把握し、それをもとに評価し、また、部下に伝えることで職員の能力アップを図っていきます。また、評価者の研修も実施していきたいと考えております。

○4番(野上泰生君) いろいろと変化しているということが、わかりました。これを全部聞いて、ちょっとよくわからない場合もあると思うのですが、一言で言うと、要は頑張る職員がしっかりと処遇される。逆を言うと、頑張らない職員は、残念ながら給料は上がりません、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○職員課長(檜山隆士君) お答えいたします。

今度の新しい人事制度につきましては、適正な評価をして、それをまた職員にフィードバックすることによって人材を育成しようとするものでございます。今言われたような観点で、給料等の部分については、まだこれからの検討課題でございますけれども、職員がモチベーションを持って仕事ができるように人材育成を図っていきたいと考えております。

○4番(野上泰生君) すみません、突然聞きまして。まだこれからですね。例えば職責と給料がリンクするとか、もしくは評価、評定制度、これを確立していくのはこれからです。それはもうわかります。そんなものは職員課がたんをつくって、みんなが納得するわけがないのです。私は、この制度というのはいいものになってほしい。したがって、これは当局が一方的につくるものではなくて、できるだけ多くの職員がその制度の構築に参加することが重要だと思っております。今回の人事制度の構築というのは、どの程度職員が参加したか、お聞かせください。

○職員課長(檜山隆士君) 今回の人事制度につきましては、職員がみずからの制度と捉えてもらいたいという意図から、当局、職員課が一方的につくるものではなく、まず現在の人事制度について職員にアンケートを実施し、その結果に基づいてつくった素案をもとに職員との意見交換会、これを9回ほど実施しまして策定をしております。この間、延べ119人の職員が自主的に参加をしていただき、アンケート実施から半年以上かけてつくり上げた制度となっております。

○4番(野上泰生君) アンケートの段階で多くの職員が、まず1回意見を言う機会があって、その後、意見交換会が9回あって、述べ119人、これが多いか少ないか、ちょっとわかりません。1,000人正職員がいるわけですから、もうちょっと多くの方が、今後、特に具体的な評価の仕組みであったり、給与とのリンクに関しては参加するほうがいいのかと思います。これは職員から見た納得感のある制度というのも重要ですが、やはり市民から見た納得感というのもあるわけです。私が先ほど言った、要は頑張る人は報われて、頑張らぬ人は給料が上がらん。下がるというのはあれかもしれませんが、それらは普通、やっぱりみんなそうでしょうというふうに思うわけです。当然ながらそのようなことははっきりと見える制度になるべきだと思っておりますし、もう1つは、やはり評価が入ってきますので、本当に納得感のある、人間性を評価するとか好き嫌いの評価ではなく、本当にその職員がしっかりと自分で設定した課題を解決できたかどうか、そういった形で納得



感のある評価の仕組みをいかにつくれるかということが重要だと思います。それは職員から見た納得感でもあるし、市民もしくは議会から見た納得感も必要なのかなと思っています。

この制度というのは、いつごろ完成する予定で動いているか、お聞かせください。

○職員課長（檜山隆士君） お答えいたします。

現在、骨格ができ上がった状況というふうに認識しております。これから細部について作り込んでいく予定でございますので、個別の制度によっては、すでに実施をしているものもございますけれども、おおむね平成 27 年度の完成を目指し、平成 28 年度には実施を見たいというふうに考えております。

○4 番（野上泰生君） 平成 27 年度に完成ですね。一番初めに言った評価の制度は、来年度もう一度内部でやって、再来年度うまくいけば外部を入れていく。そして、公共施設のマネジメントについては平成 26 年度ごろ完成して、平成 27 年ぐらいから実施ということで、あと、そうですね、二、三年のうちに全体が完成、そろうのではないかとこのように考えています。これは市長、あれなのですが、市長もあと、今の任期が恐らく 2 年少しです。確かに大きな箱物とか派手なものをつくったかどうかということも業績になるとは思うのですが、このような質的な部分でしっかりと行政を機能させる改革、これは実はとても大事だと思っています。これをやっぱりしっかりと残してほしいですね。そのためには、先ほど言ったように、現場の課だけが何か頑張るのではなくて、これはもう全庁体制で取り組むべき課題であって、しっかりこの仕組みを残していただくということが、別府市民みんなにとっていいものを残してくれたなど。目立たないですよ、目立たないけれども、本当に効果のあることだと思います。

突然で悪いのですが、そのことについて、市長、何か御意見がありますでしょうか。

○市長（浜田 博君） まさに、全庁体制というお言葉だと思います。ある課だけが頑張ってもできないものでありますし、本当に大事な部分、きょう、お話をいただいた事業評価の問題、さらには公設の施設の白書の問題、さらには人事制度、こういった問題も、本当に根底にある全庁体制でみんなが納得した中で市民サービスが評価できるような、執行できるような、そういう公務員体制をしっかりとつくっていくことも大事だろう、こう思っていますので、これは全庁体制でいくようにしっかりと頑張っていきたいと思えます。

○4 番（野上泰生君） ありがとうございます。本当にこの一般質問の事前のいろいろなすり合わせの中で、やっぱり本当に現場の方は相当考えて頑張っているし、悩んでいると思います。こういうときこそやっぱりリーダー、もしくは執行部が一生懸命サポートするというをお願いして、今回のこれ、終わりたいと思います。

次、健康増進です。

別府市、温泉都市です。当然ながら一般の方は、別府市民というのは、さぞかし健康で長生きでと思うと思います。ところが、残念ながら別府市の、例えば女性の平均寿命というのは、大分県で最下位です。一番長生きの大分市の 2 歳弱少ないわけです。つまり、これは、「住んでよし、訪れてよし」ではなくて、やっぱり住みにくいのかな。健康で長生きできない都市、しかも温泉都市というのは何なのだろう、やっぱり思うわけです。その部分、しかも別府市の一般会計の支出に占める割合、民生費ですか、福祉であったり社会保障関係は 50%を超えています。

私は、いろんなところに行政視察に行くたびに、必ず決算カードを見て比較するわけですが、別府市ほど民生費が突出して多い行政、自治体というのも、やっぱりなかなか見つけられません。つまり、市民の健康増進、市民を健康にしていくということは、最上位の政策課題だと思うわけです。それに対して確認をちょっとしていきたいと思えます。

まず、今、国は「健康日本 21」ということで健康寿命をとにかく延ばそうというふう

なことで推進をしていますが、別府市民の健康寿命、幾つぐらいか、ちょっとお聞かせください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康寿命とは、日常的に介護を必要としない心身ともに健康で暮らすことができる期間のことです。別府市では、平成20年では、男性が76.36歳、女性が80.08歳であり、女性は県平均に近い値を推移しておりますが、男性は県平均よりやや低く推移し、平成20年は上昇が鈍くなっているという状況です。

○4番（野上泰生君） そうですね、残念ながら健康寿命もやはり県の、平均して低いという状況です。これは温泉都市、これだけ豊かな温泉があって、日常的に温泉が楽しめる市にあって、ちょっとやっぱりどうしたのかな、もう少し健康で長生きできる人がふえてこそ、やっぱり幸せな都市づくり、まちづくりかなと思います。

健康寿命を延ばすためには、もちろん健康づくり推進課が主に、今こういった「湯のまち別府健康21」ですか、こういった計画書をつくって動いていくわけですが、いろんなほかの部局もやっています、この連携が必要だと思うのです。その連携はどのようにしているか、その現状についてお聞かせください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康増進事業の関係課といたしまして、保険年金課、高齢者福祉課、スポーツ健康課による連携会議を年に3回開催し、また、健康増進事業を主に担当いたします保健師や栄養士の連携会議をそれぞれ2カ月に1回開催し、情報の共有や連携、具体的取り組み等の協議をしております。今後は、この連携会議を充実し、事業評価や連携の持ち方などを検討するとともに、地域ごとの健康状況や健康課題等を積極的に情報提供しながら、別府ならではの健康寿命延伸の取り組みを推進していきたいと考えております。

○4番（野上泰生君） 実は私は、昨年の9月の議会の一般質問でもこの別府市の健康増進計画について、これはまだできる前でしたが、お願いをしました。そこでは、指標に関して矢印で上とか下とかと書いていた部分は、ちゃんとした数字にしてほしいという部分は、ちゃんと全部数値化されていますし、結構冒険的な、野心的なというか、結構高目で、何か頑張ろうという感じの数字になっているのはわかりました。

一方で、そのときお願いしたのは、いろいろな部署がこれをまさにやっているわけで、その部署と連携した計画にしてほしいとお願いしたのですが、時間もなかったのかしれません。残念ながら、この「湯のまち別府健康21」は、恐らく健康づくり推進課がやっている事業の尺度がほとんど載っていて、なかなかほかのセクションがやっているところまでは網羅できていない状況だというふうに見ています。

一方そのときに、私は新潟県の見附市の状況を報告しました。見附では、まさに市長がトップで最重要の課題として、「日本一健幸なまちづくり」。健幸の「けん」は、いわゆる健やかな「健」ですけれども、「こう」は「幸せ」と書く「健幸」です。「健幸なまちづくり」ということでやっています、これは実際に見附のほうにお伺いをして詳しく話を聞きました。やはりかなりしっかりしています。

まず、この「健康づくり計画」というこれは平成20年ですから、今回、別府よりもこれは4年前の概要版ですが、明らかにさまざまな部署がここに参加をしています。これだけでわかるのです。運動、要は別府で言うとスポーツの部分だったり、まちづくりも入っています。歩いていけるとか生きがいとかが、検診は当然入っています。特に運動の部分であったり、食生活、ありとあらゆる部署がこの「健康づくり計画」に参加していることがはっきりと読み取れます。しかも、ではその推進体制はどうなっているのかと聞くと、やはり見附の場合は、市長から、トップで企画調整があって、そこに健幸づくり戦略室、担当者を2名専任しています。見附というのは、別府の3分の1の規模です。市の職員は

330人ですから、3分の1ぐらいの規模にもかかわらず、市民の健康づくりの戦略をするために2名の専任のスタッフを置いて市長直属で、これは筑波大学等のアドバイスを受けながら専門的な知識を得て、全体の調整をしています。別府の場合は、政策推進課がやるのか健康づくり推進課がやるのか、それはどちらでもいいとは思いますが、とにかく直轄で全体を見る担当者をしっかり置いて、最優先でこれをやっています。

その結果、すごい成果がやっぱり上がってしまっていて、見附は、要介護認定率が、新潟県ではやっぱり一番低い。胃がん等の検診も、別府と比べると倍以上受けています。ただ、子宮がんとか乳がん、女性に関しては別府のほうが高いです。いろいろな形で数字が改善をしていますし、具体的に出ています。それと健康づくりの教室です、健康づくり教室も1,300人が日常的に運動しています、勝手にですよ。これ、別府でやっているのは、公民館で開かれるストレッチ教室に、そのときに来る人たち、これが年間何万人かいる。これもすばらしいのですが、見附の場合は、市内に12の拠点があって、一番大きいのは「健康の駅」という施設があって、そこにも数多くの情報が入って、あとは重立った公民館にちゃんと機械があって、健康づくりの指導員が12名雇用されています。そういった中で日常的に自発的に健康づくりをしている市民が1,300人。これは100日以上行っているわけですから、相当な運動量が市民の間でやられている。その結果、いろいろな数値がすごくよくなってきていて、やはり具体的に医療費の抑制にもつながっているというふうなまちで、しかも総合特区もとって国からの優先的な予算も落ちるような形で動いている。これだけ戦略的にすると、雇用も生まれてくるし地域の活性化にもなる。しかも医療費の抑制につながるということで、本当に「健康寿命を延ばそう」をキャッチフレーズで、別府市全体で取り組む。さっきも「全庁的」と言ったのですけれども、このことに関しては、確かに別府は観光都市であるわけですが、これだけ民生費が多いまちでもあるわけで、健康づくり、こういった医療費、社会保障費の抑制に資するような政策というものを、今よりもしっかりと人間と予算を割いて進めてほしいわけですが、それに関しては、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長(浜田 博君) お答えいたします。

健康寿命、まさに健康の期間が長ければ長いほど、本人また家族を含めて本当に幸せになるということは、もう原則でございます。そのことが、今お話しいただいたように負担となる介護とか医療の費用の抑制につながるということは間違いありませんし、健康寿命の延長ということは、私は、別府市の課題として最重要課題に上げるべきだ、このように思っております。とりわけ今、「湯のまち別府健康21」にもあらわしたように、本気になって今は健康な寿命を延ばしていきたい。そういう意味で「べっぷゆうゆう体操」を初め民間の活力をお借りしながら、多くの高齢者の皆さんに元気で過ごしていただきたい。高齢者だけではなくて、とりわけ今、高齢社会となった皆さんが病気にならないように、こういったことをしっかりとやっていくというのは、これこそ全庁体制で頑張っていかなければいけない課題だ、このように認識しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○4番(野上泰生君) そうですね、まさにそう思いますので、できるだけ本当にこれ、目に見える形で予算、それから人材の投入を含めてやってほしいと思います。本当に別府は、この分野に関しても非常に可能性のあるまちですし、これだけいろんな日本の地域に行く末とか、将来、これだけ民生費の高い自治体が、どのようにしてその課題を乗り越えていくかという部分に関しては、非常にモデルケースにもなり得ると思います。しかも温泉というすばらしい資源もあるわけですから、この部分に関しては明確な、もう、頑張りますみたいな話ではなくて、実際に予算の部分とか事業の部分とか体制の部分で政策を展開して行ってほしいというふうに考えています。

きょうは、そういったことで農業の部分、それから行財政改革の部分、健康づくりの部

分で幾つか質問をさせてもらいましたが、要はその担当部署がやるだけではなくて、やはり庁内で連携して全庁体制で臨むことが、どれだけ課題解決に進むかということをお伝えたくて質問させてもらいました。きょうは、どうもありがとうございました。

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時56分 散会